

—はじめに—



本市は、印旛沼と新川周辺に広がる千葉丘陵の田園を背景に豊かな緑に囲まれ、首都圏にありながら恵まれた自然環境を有しております。

この貴重な緑を高めるべく、昭和50年に「八千代市ふるさとの緑を守る条例」の制定をはじめ、昭和62年に「緑の都市宣言」を行い、市民の皆様とともに緑の保全・緑化の推進に取り組んでいるところであります。

近年、環境問題は地球的規模での取り組みが求められる重要課題であり、緑の重要性はますます高まってきているところであります。

このような中、本市のまちづくりの目標であります『一人ひとりが幸せを実感できる生活都市』をさらに推進するため、21世紀を展望した緑に関する総合計画として、ここに「八千代市緑の基本計画」を策定いたしました。

今後は、本市の緑に関する施策事業の指針となります。この基本計画の着実な推進に努め、市民、企業、行政が互いに協力しながら「みんなでつくる緑豊かなまち」の実現に向けて取り組んでまいり所存でありますので、どうか一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本基本計画の策定に当たり、緑の現況調査及び市民検討会議をはじめ、ホームページ、広報紙により貴重なご意見等をいただきました市民の皆様、そして八千代市緑化審議会委員の方々に、心からお礼を申し上げます。

平成 15 年 3 月

八千代市長 豊 田 俊 郎

『緑の都市宣言』

私たちは、先祖が培った豊かな緑と美しい自然環境の中で生活を営んでいる。この緑豊かな自然環境こそ、私たち八千代市民共通の誇りであり宝である。私たちは、この緑豊かな八千代市に永遠に住み続けたいと念願する。

そのため私たち八千代市民は、失われつつあるこのふるさとの貴重な緑を守り身近な緑を育み、後世に引き継ぐために全ての市民が一体となり、決意をもって総力をあげ、緑に囲まれ安らぎと潤いのある、健康的で人間が住むにふさわしい街づくりをすることを誓い、八千代市を「緑の都市」とすることをここに宣言する。

昭和 62 年 5 月 23 日

昭和 62 年 5 月、緑に囲まれた潤いあるまちを目指し、『緑の都市宣言』を掲げ、本市の緑地の保全と緑化推進の基本的な姿勢を示しています。

市の木「つつじ」



つつじは、春から秋にかけて、赤や白、ピンクの花を咲かせます。病害虫に強く、種類によっては3 mぐらいまで成長します。

昭和 46 年 3 月 4 日、公募の結果「つつじ」に決まりました。

市の花「バラ」



バラはハーブの女王と呼ばれ、すばらしい香りを持っています。赤いバラの花言葉は「激愛」。

市内には、世界的に有名な京成バラ園があり、「八千代錦」という品種がつくられています。

市制 30 周年を記念して、市民投票の結果、投票数の一番多かった「バラ」を平成 9 年 1 月 1 日指定しました。

目 次

第 1 部 八千代市の緑の基本条件

第 1 章 計画の基本条件.....	1
1. 計画策定の目的.....	1
2. 緑地の確保目標.....	2
3. 緑の定義.....	3
4. 計画の策定手順.....	5
5. 緑の機能.....	6
第 2 章 緑の概況.....	7
1. 八千代市の概況.....	7
2. 八千代市の緑の概要.....	14

第2部 八千代市の緑の基本構想

第3章 緑の将来構想	23
1. 計画の基本理念.....	23
2. 緑のまちづくりテーマ.....	24
3. 計画の基本方針.....	25
4. 計画の体系.....	26
第4章 緑の配置方針	27
1. 緑の将来構造.....	27

第3部 八千代市の緑に関する施策方針

施策の体系.....	31
第5章 全市的視点からみた緑の施策方針.....	33
1. 市民，企業との協働による緑づくり.....	33
2. 自然を感じる市街地の創出.....	38
3. 里山の保全と再生.....	43
4. 地域性豊かな緑の創出.....	47
5. グリーンネットワークの形成.....	51
第6章 地域の視点からみた緑の施策方針.....	57
1. 八千代台地域.....	58
2. 勝田台地域.....	60
3. 高津・緑が丘地域.....	62
4. 大和田地域.....	64
5. 村上地域.....	66
6. 睦地域.....	68
7. 阿蘇地域.....	70
第7章 計画推進のための重点施策.....	73
1. 計画推進のための重点施策の考え方.....	73
2. 緑化重点地区の整備方針.....	75
3. 保全配慮地区の保全方針.....	80

緑の提言書

- 八千代市緑の基本計画市民検討会議提言書..... 提-1
- 市民検討会議結果概要..... 提-3
- NPO法人八千代オイコス要望・提案..... 提-14

資 料

1. 用語集..... 資-1
2. 計画の策定体制..... 資-3
3. 「緑の現況調査」結果からみた課題..... 資-6
4. 緑の基本計画における市民意見の反映..... 資-8
5. 広報及びインターネットでの市民意見..... 資-9
6. 緑の基本計画策定経緯..... 資-12

第1章 計画の基本条件

1. 計画策定の目的

(1) 目的

「八千代市緑の基本計画」は都市緑地保全法第2条の2に基づく「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。この計画は将来の公園緑地の適正な配置や自然環境の保全，都市緑化の推進，緑化の体制づくり等，緑に関する様々な施策を体系的にとりまとめ，緑豊かなまちづくりの推進を図ることを目的としています。

「緑の基本計画」は以下に示す内容が特徴となります。

- ◇都市緑地保全法による計画です。
- ◇住民に最も身近な地方公共団体である市町村が策定する計画です。
- ◇従来の緑のマスタープランと都市緑化推進計画（八千代市緑化推進計画等）を統合し，拡充した都市の緑とオープンスペースに関する計画です。
- ◇行政区域全体を対象とする計画であり，また，公共施設だけでなく民有地も計画の対象となります。
- ◇法律に基づく措置から緑化意識の普及啓発活動等のソフト施策に至る幅広い内容が含まれます。

(2) 計画の期間

本計画は，概ね20年の期間を設定し，各年度は以下のとおりです。

基準年度	中間年度	目標年度
平成14年度 (2002年)	平成22年度 (2010年)	平成34年度 (2022年)

(3) 計画対象区域

計画対象区域	都市計画区域名
八千代市全域	八千代都市計画区域 5,127ha

(4) 計画の想定人口

年次	平成14年度 (2002年)	平成22年度 (2010年)	平成34年度 (2022年)
人口	179千人	196千人	216千人

2. 緑地の確保目標

本計画における緑地の確保目標は以下のとおりです。

(1) 緑地の確保目標水準

緑地確保 目標水準 (長期目標) 平成34年	市街地面積に対する割合	都市計画区域面積に 対する割合
	概ね 449ha 20%	概ね 2,314ha 45%

現況：市街地面積に対する割合 約283ha 12.7%
：都市計画区域面積に対する割合 約2,215ha 43.2%

※ここで言う緑地とは次のようなものを含む。

都市公園・緑地・公園に準じる公共施設・公共施設附属緑地・市民の森等・緑地保全地区・風致地区・生産緑地・河川区域・農用地・地域森林計画対象民有林・環境保全林・工場等緑化協定及び緑地協定地区内の緑化地等(詳細はP4「緑地とは」参照)

(2) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	基準年度 (平成14年度) (㎡/人)	中間年度 (平成22年度) (㎡/人)	目標年度 (平成34年度) (㎡/人)
都市公園	4.9	9.5	15.5
都市公園等	15.6	21.9	26.9

※都市公園：住区基幹公園(街区公園・近隣公園・地区公園)
都市基幹公園(総合公園・運動公園)
広域公園
都市緑地・緑道

※都市公園等：都市公園プラス公共施設緑地(公立の教育施設・市民農園・農業公園・陸上自衛隊用地, その他公的な緑地。詳細はP4「緑地とは」参照)

3. 緑の定義

(1) 緑とは

●植物等の生き物を指します。

野草や樹木等の植物、まちに潤いを与える植栽や花、多様な生物が構成する生態系等

●生き物が生息する自然空間を指します。

地形・土壌・水・大気・気象・農地等周囲との関係の上に成立している生態系を構成する自然空間

●オープンスペースを指します。

森林・農地・河川等のオープンスペース，レクリエーションや防災，大気汚染・騒音・気象緩和等の機能を有する空間（オープンスペース）

●人々の意識とかかわる自然的空間を指します。

快適さ，美観・景観，愛着，原風景，八千代市らしさ等，人の意識や感受性に関わる自然的な空間

この計画では，公園等の施設緑地のほか，森林，丘陵地，河川や市街地を取り囲む農地，斜面樹林を育む斜面地，特徴のある樹木や草花，また，快適で潤いのある生活環境に欠かせない緑化推進の活動及び，そこから生じた緑を感じられる空間やまちなみに至るまで，広く「緑」とみなされる要素を計画の対象とします。



(2) 緑地とは

「緑地」とは、何らかの制度または社会通念的な位置づけにより、永続的に担保されるオープンスペースとし、次の2項目に整理します。

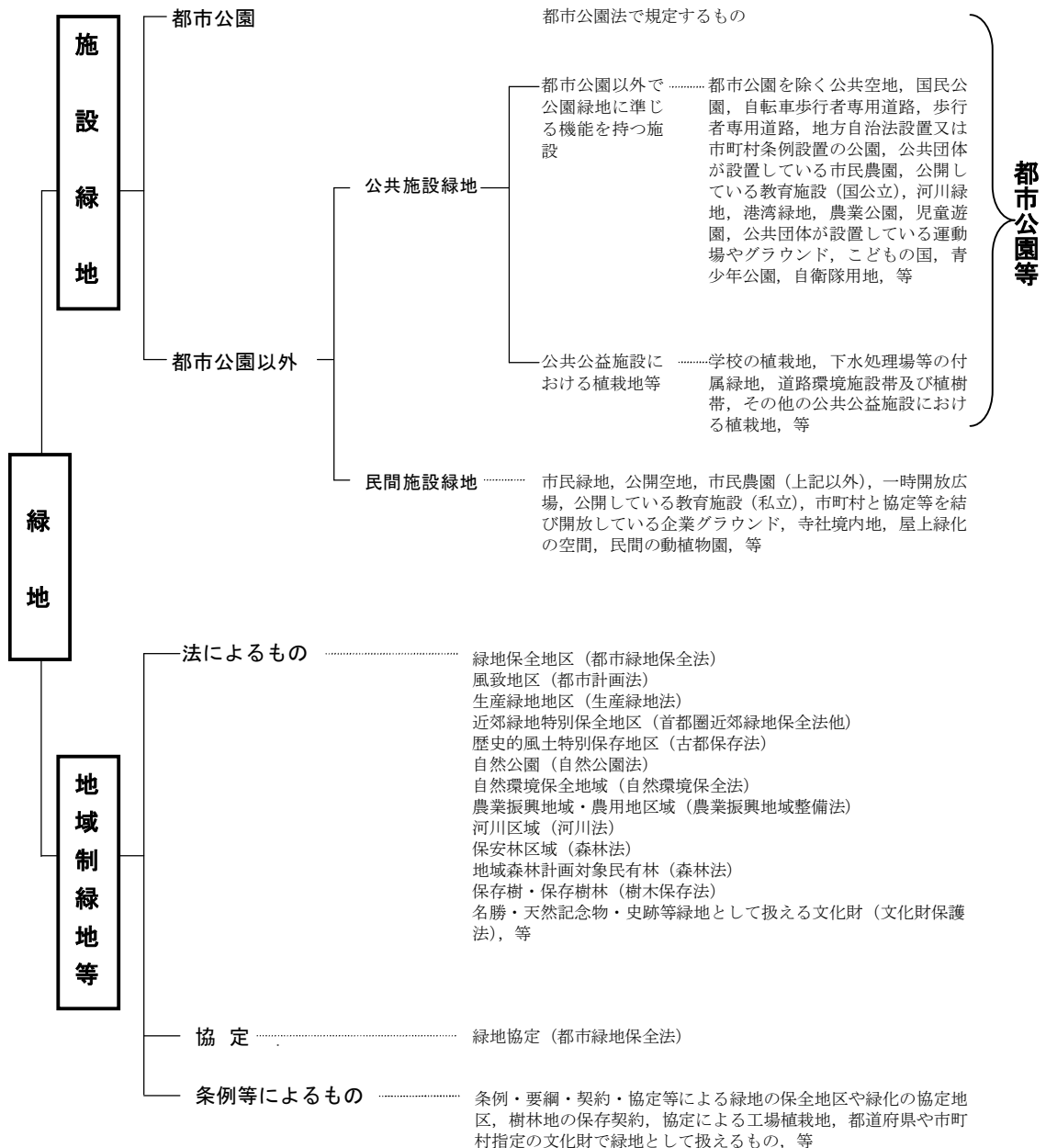
●「施設緑地」

住民の利用可能な公園・緑地やこれに準じた施設及び公共施設の附属緑地等を位置づけます。

●「地域制緑地等」

法や協定、条例等により、法的に一定の区域の緑を保全するものを位置づけます。

《緑地の分類》

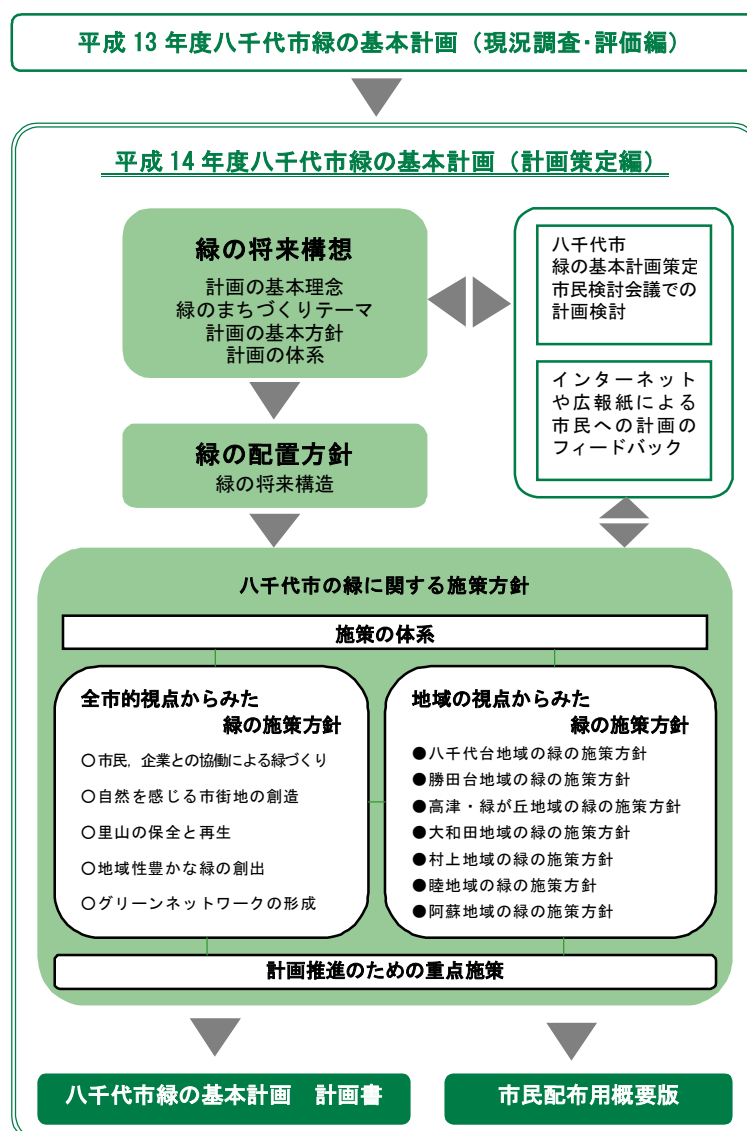


(3) 緑化とは

「緑化」とは、まちや通り、施設、景観等を緑で彩るために行う方策を示します。主に都市計画制度によらない制度や事業、ボランティア活動等により実現されます。

- 公共施設や民有地における視覚的な緑の保全・創出の方策
- 八千代市の歴史性や風土等の地域特性を反映する緑の保全及び保全の方策
- 緑を保全・創出する行動及びその普及・啓発・支援の方策

4. 計画の策定手順



5. 緑の機能

●環境保全 ～緑は都市の環境を守ります～

山林や農地等は雨をたくわえ流出する量を調整したり、気温等を調整する役割があります。また、新鮮な酸素を供給すると共に、大気中の浮遊物や排気ガス等の浄化や、植栽幅や枝葉による騒音の減衰効果があることがわかっています。こうしたことから緑は、人間を含めた生物の存在する都市の環境を守る、大きな役割を持っています。

●レクリエーション ～緑はレクリエーション活動の場を提供します～

市街地の中の公園や広場は、子供たちの遊び場やスポーツの場、住民の交流といこいの場を提供します。また、森林や水辺は自然とのふれあいの場として色々な形で利用されています。

このほか、市民農園等は住民が土と親しむ場として積極的に活用されています。

●防 災 ～緑は都市の安全性を高めます～

緑は大震災等の際、住民の避難場所や避難路、火災の延焼防止等に有効です。また、水害防止効果や崖崩れ等に対しても一定の防止効果があることが認められています。このほかにも緑は防風・防砂・防雪の効果や、ブロック塀を生け垣にすることで地震の際に倒壊する危険性を減らすことができる等、都市の安全性を高める上でも大きな役割を果たしています。

●景 観 ～緑は潤いのある美しいまちをつくれます～

道路沿いの生け垣や、公園の樹林や住宅の庭木、一本の大木や社寺の周囲を取り囲む森等、緑は美しいまちなみを形づくる上で欠かせない存在となっています。また、緑は身近な樹木の成長や四季おりおりの彩りの変化が人々にやすらぎや喜びを与える等、人々に心理的な潤いを与える役割を果たしています。

第2章 緑の概況

1. 八千代市の概況

(1) 自然的条件

1) 位置

八千代市は千葉県の北西部に位置し、東は佐倉市、西は船橋・習志野各市、南は千葉市、北は印西市と千葉県内でも中心的な地域に位置しています。

また、東京から31km、千葉市から13kmと大都市に近接しているのに加えて、成田・新東京国際空港から25kmという立地条件にあります。



2) 地形・地質

本市の地形は、市のほぼ中央が標高30mの最高位で、この線を分水界として東西方向、南北方向に勾配を持つ丘陵地です。また、市域は下総台地と、それをとりまく谷底平野（低地）から構成されており、その低地の先端部は浅い谷（谷津）が形成されています。

地質は台地がかつて海の底であったため、貝が混じる砂層、粘土層からできており、その上にローム層が堆積しています。また、低地（水田面）は柔らかい粘土層からできています。

3) 植生

本市の特徴的な形態として、関東ローム層上の台地部には畑や果樹園、谷津や沖積低地には水田が発達し、斜面等には植林、雑木林が広がっています。

市域南部の植生としては畑地やクヌギ・コナラ等の落葉広葉樹林^{*1}、竹林、ススキ・ササ等の草地が散在し、また、屋敷林や社そう林^{*2}については常緑広葉樹林として点在しています。

市域北部は畑、果樹園、スギ・ヒノキ等の人工林、クヌギ・コナラ等の落葉広葉樹林等がみられますが、谷津田を中心に水田が休耕田となった結果、ススキ・ササ等の草地が急速に増加しており、谷津田本来の機能が失われつつあることが懸念されます。

新川に面した斜面樹林については、その一部に常緑広葉樹林もみられます。

*1 落葉広葉樹林：いわゆる雑木林を指す。

*2 社そう林：神社、寺院に付属する樹林。鎮守の森。

4) 動植物相

本市の動物は、新川をはじめとする水辺周辺、緑の保全を目的としている市民の森、都市緑地等、その他市内に数多く分布する社そう林、屋敷林、田畑等に多く生息しています。

生息種として、平成14年3月発行の「八千代市水辺の自然環境調査報告書」によると、ほ乳類5目7科8種、鳥類11目25科49種、は虫類3目5科8種、両生類1目4科6種、昆虫類では、トンボ類9科31種、ハチ類28科308種、ガ類44科766種、チョウ類8科48種、コウチュウ目60科588種、また、水生生物の魚類7目11科28種、貝類5目7科10種、甲殻類3目6科6種が確認されています。

5) 水系

水系は樹枝状模様を呈しており、台地に源を発する桑納川等の小河川は、北西から南東へ流下し、新川に注いでいます。

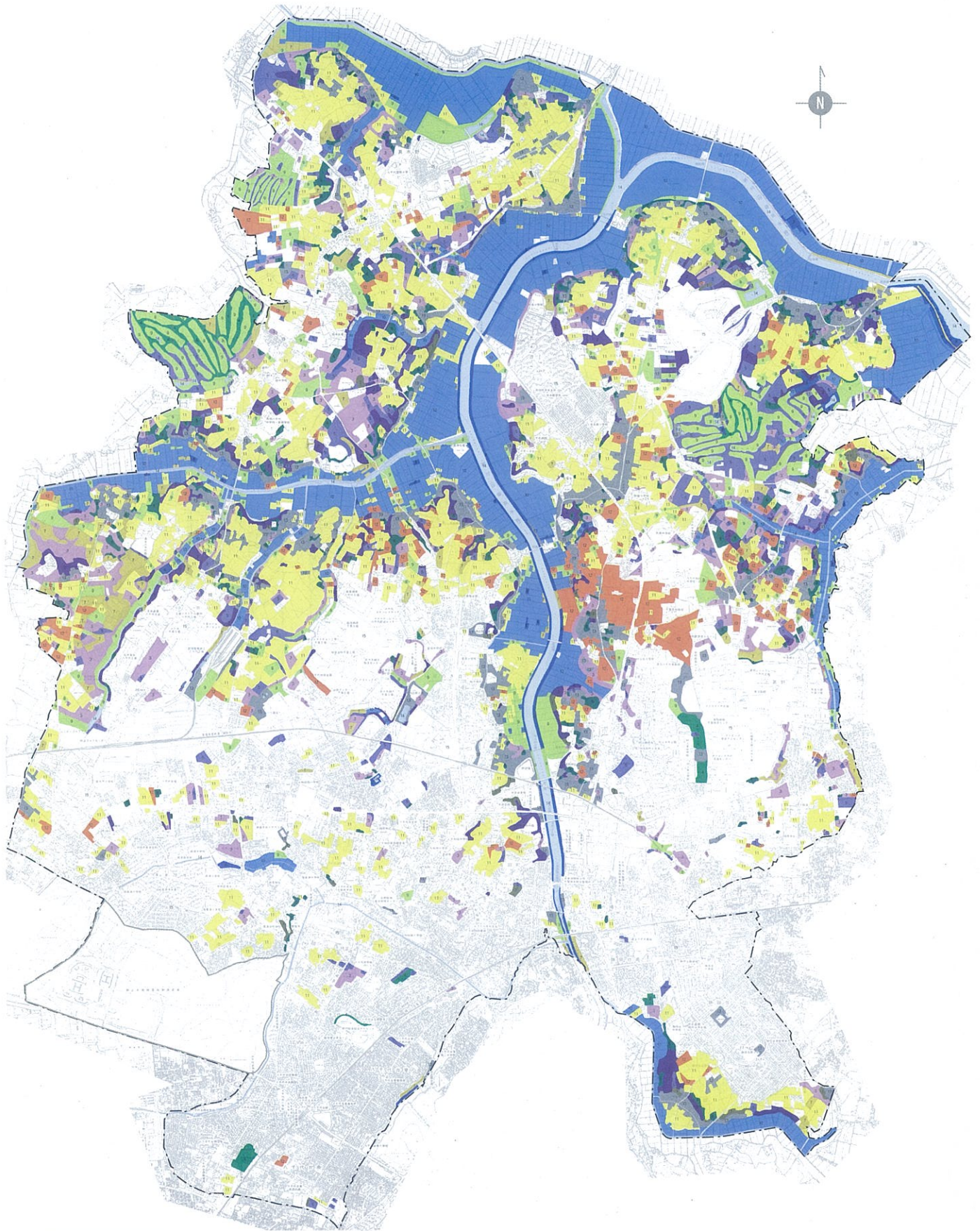
主な支流（比較的谷幅の広い支流）の流下方向は、南北方向に流れる水系と東西方向に流れる水系とに分かれます。また、これらの小河川（支流）の開析谷^{*3}の幅は100～200m前後であり、台地とは比高差10～15m前後の河岸段丘で分けられています。



*3 開析谷：風化・浸食等の外部からの働きによって地表面が削られて複雑な起伏を持つようになること。普通、陸地が川の流れにより浸食され多くの谷に刻まれる現象をいう。

植生図

～八千代市緑の基本計画～



凡例

- | | | | |
|-------------|----------|---------|------------------|
| 1 常緑広葉樹林 | 5 スギ林 | 9 低茎の草原 | 13 屋敷林・緑の多い集落 |
| 2 常緑・落葉混交樹林 | 6 竹林 | 10 水田 | 14 水域 |
| 3 落葉広葉樹林 | 7 高茎の草原 | 11 畑地 | 15 市街地・造成地・人工構造物 |
| 4 マツ林 | 8 抽水植物群落 | 12 果樹園 | --- 行政界 |



(2) 社会的条件

1) 人口及び世帯数

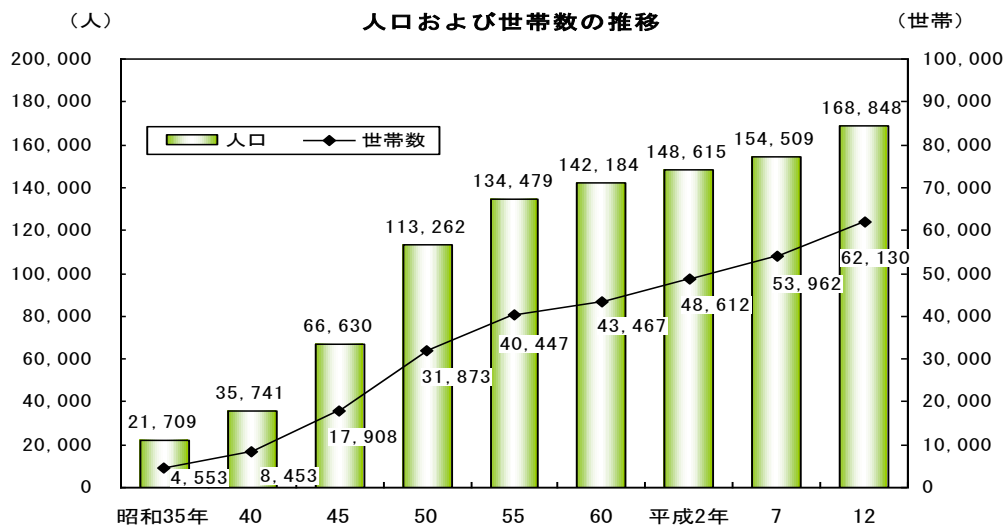
過去からの推移をみると、昭和50年までは大規模団地造成により5年間で40%を超える急激な人口増がみられましたが、その後緩やかな増加に転じます。

また、あらたな面整備により平成9年あたりから増加傾向に向かい、平成12年(2000年)の国勢調査では、人口は168,848人となり平成7年の人口と比較すると9.3%増と高い増加率を示しています。

世帯数は、人口増加とほぼ相関して増加傾向にあるものの、核家族化等により増加率は人口よりもはるかに高い状況となっています。

一世帯当たりの世帯人員については、平成2年では3.06人でしたが、平成7年には2.86人に、平成12年では2.72人と世帯構成の小規模化がますます進んでいることが伺えます。

(各年10月1日現在)



資料：平成12年版 八千代市統計書
平成12年 千葉県統計情報(HP)

2) 土地利用

本市は、都市計画区域5,127haのうち、市街化区域面積2,239ha、市街化調整区域面積2,888haで構成されています。

市域北部及び南部の市街化調整区域内は自然的土地利用が広がり、市域中部及び南部の市街化区域内には都市的土地利用が進んでいます。

地目別面積(平成14年現在)は、住宅地・商業地・工業地等の宅地は1,553haで市全体面積(5,127ha)の30.3%となっており、自然的土地利用の面積は、田(608ha)、畑(780ha)、山林(525ha)、原野・雑種地(454ha)で全体の46.2%を占めています。また、その他は1,207haとなっています。

土地の地目別面積 (ha)

昭和56年	715	991	1,159	832	274	1,149
61年	703	966	1,222	762	313	1,154
平成3年	687	917	1,297	684	377	1,165
8年	653	830	1,427	611	429	1,170
12年	613	783	1,522	539	463	1,207
14年	608	780	1,553	525	454	1,207

□ 田
□ 畑
■ 宅地
■ 山林
■ 原野・雑種地
■ その他

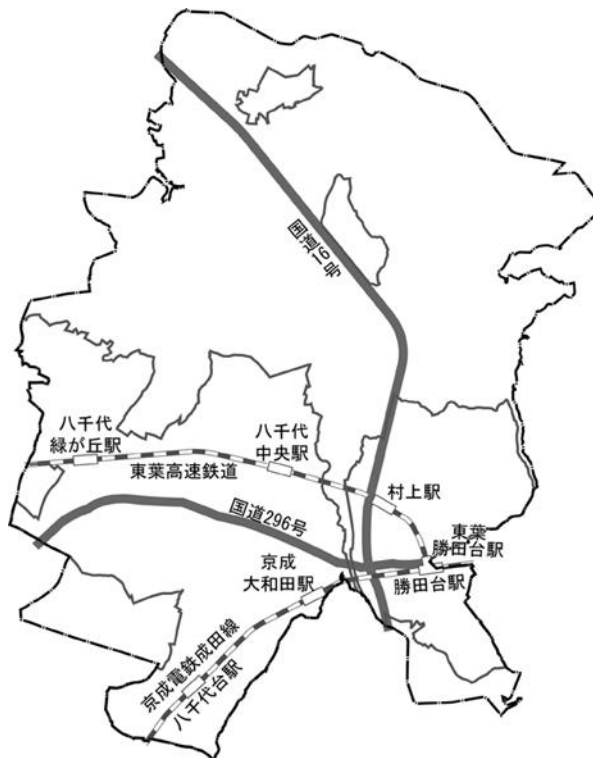
資料：平成14年度版 市勢概要
 平成3年版 八千代市統計書
 平成12年版 八千代市統計書

3) 交通体系

市域には、首都圏を環状にとりまく国道16号が南は千葉市、北は柏市方面とを結び、国道296号が東西軸を形成し、東は佐倉・成田方面、西は船橋方面とを結んでいます。これらを補完する形で県道と市道がネットワークし、近隣市町村を結んでいます。

鉄道は、市域の南端部を京成電鉄成田線が走り、市内に八千代台・京成大和田・勝田台の3駅を設けています。また、西船橋から東葉勝田台を結ぶ東葉高速鉄道（八千代緑が丘、八千代中央、村上、東葉勝田台の4駅）が平成8年に開通したことにより、東京都心と直結され市内外の交通の利便性が飛躍的に向上しました。

交通体系図



4) 景観

本市の特徴的な風景を既存データ“八千代ふるさと50景”からみると、新川に関連する景観が11件入っており、新川は八千代市を代表する自然景観と言えます。

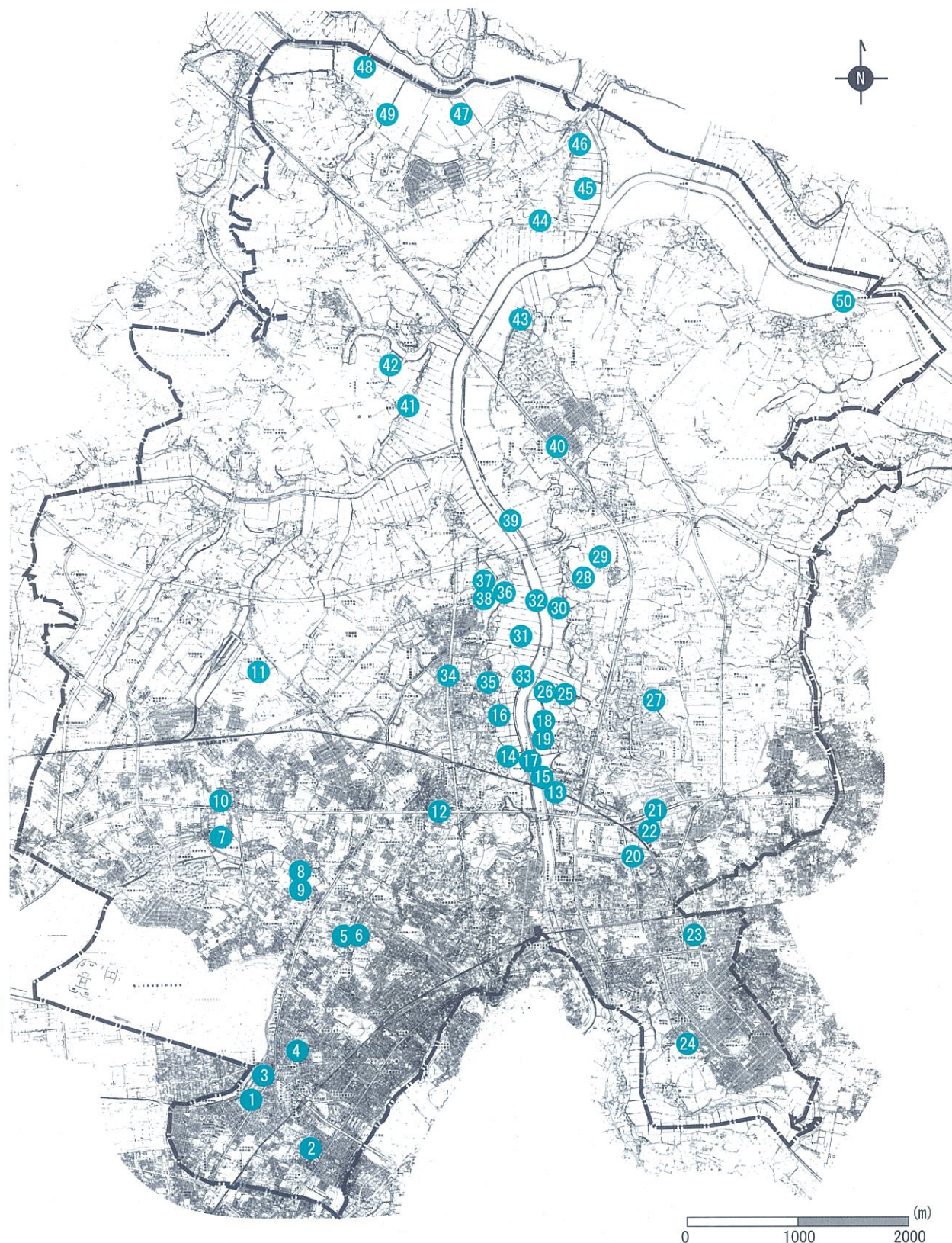
他には市民の森、寺社等が多く項目にあげられており、水・緑・歴史（文化）が本市の景観のキーワードと言えます。

八千代ふるさと50景			
No	名称	No	名称
1	涼しい八千代台西市民の森（八千代台西）	26	正覚院・花まつり句碑（村上）
2	野馬追いの土手（八千代台南2丁目）	27	春の村上団地中央公園（村上団地）
3	春の八千代台第2公園（八千代台西）	28	七百余所神社参道けやき並木（村上）
4	八千代台駅前通り（八千代台西）	29	切り通し路（村上）
5	八千代台北子供の森（八千代台北13丁目）	30	春の新川－宮内橋付近（村上）
6	雪の八千代台北子供の森 （八千代台北13丁目）	31	新川堤の桜（萱田）
7	江野沢家庭園（高津）	32	新川・宮内橋（萱田・村上）
8	高津・観音寺「八千代の八福神・布袋尊」	33	新川の四季
9	同 韓国式鐘楼（高津）	34	ゆりのき台・ブロンズ像のある風景 （萱田）
10	高津小鳥の森（大和田新田）	35	萱田・長福寺「八千代の八福神・寿老人」
11	京成バラ園（大和田新田）	36	飯綱神社・本殿玉垣（萱田）
12	長妙寺・銀杏の木（萱田町）	37	飯綱神社・鐘楼（萱田）
13	新川大橋となかよし橋（萱田町・村上）	38	飯綱神社・大銀杏（萱田）
14	市総合運動公園・あじさいの道（萱田町）	39	城橋付近の街並み（萱田）
15	新川大橋桜並木（萱田町）	40	米本・長福寺「八千代の八福神・弁財天」
16	かやぶき屋根の農家（萱田） ※損壊により撤去	41	雪の田園風景（桑納）
17	市総合運動公園・コスモス21（萱田町）	42	薬師堂（桑納）
18	新川・村上橋付近の川辺（萱田・村上）	43	夏雲の米本団地
19	ブロンズ像と村上橋（萱田・村上）	44	夕暮れの逆水橋（米本）
20	雪の台町公園（村上）	45	カンナの咲く道－新川平戸橋付近（平戸）
21	雪の黒沢池（村上）	46	平戸の田園風景（平戸）
22	黒沢池春景（村上）	47	熱田ヶ池（佐山）
23	晩秋の勝田台（勝田台）	48	真木野・妙徳寺「八千代の八福神・大黒天」
24	勝田の梅林（勝田）	49	小池・妙光寺「八千代の八福神・吉祥天」
25	正覚院・釈迦堂（村上）	50	少年自然の家からみた新川（保品）

資料：（財）八千代花と緑の基金

八千代ふるさと50景

～八千代市緑の基本計画～



凡 例

① ふ る さ と 5 0 景

2. 八千代市の緑の概要

(1) 緑の現況

現在、本市の緑地総量は2,215.16haで市面積(5,127ha)の43.2%を占めています。また、緑地種別からみた分布状況は、市域北部の市街化調整区域には地域制緑地、南部の市街化区域には施設緑地の割合が高くなっており、土地利用を反映した緑地の分布となっています。

1) 施設緑地の現況

施設緑地は市内に441.96ha分布し、市面積(5,127ha)の8.6%に当たります。各地域内で街区公園をはじめとする公園や市民の森、都市緑地等、市内全域に分布しています。

そのうち公園等は市南部の市街化区域内に集中し、特に住宅団地整備とともに計画的に配置された公園が多く、誘致圏からみても良好な配置と言えます。

一方、北部の市街化調整区域では農地等の占める割合が多いこともあり、公園等の分布度はあまり高くありません。

2) 地域制緑地の分布

地域制緑地は、1,781.23haで市面積(5,127ha)の34.7%を占めています。

その大部分が法による緑地の農用地(農業振興地域整備法)1,057.30haに当たります。

分布状況は、市街化調整区域では新川、桑納川等の河川を中心とした幅広い帯状の緑地が連続的に分布し、一方、市街化区域では、高津・萱田町・大和田新田・上高野南部の4地区に生産緑地地区を中心とした点状の緑地が多く分布しています。

(平成14年12月末現在)



(2) 緑地現況量及び緑地率

緑地現況量

平成14年12月末現在

区分	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域
	(1)	(2)	(1) + (2) = (3)
都市公園	81.46	6.42	87.88
公共施設緑地	19.18	172.64	191.82
民間施設緑地	12.02	150.24	162.26
施設緑地計	112.66	329.30	441.96
緑地保全地区	—	—	—
風致地区	—	—	—
生産緑地地区	62.41	—	62.41
その他法によるもの	56.65	1,584.19	1,640.84
法によるもの計	119.06	1,584.19	1,703.25
緑地協定	5.55	0.94	6.49
条例等によるもの	46.88	24.61	71.49
条例等によるもの	52.43	25.55	77.98
地域制緑地計	171.49	1,609.74	1,781.23
施設・地域制間の重複	0.80	7.23	8.03
緑地総計	283.35	1,931.81	2,215.16

※各緑地面積の数値は㎡単位で集計し、四捨五入により算出しています
 ※単位：ha

※施設・地域制間の重複とは施設緑地上に地域制緑地の指定が重複している場合に、2重に緑地を計上するのを防ぐため、重複する緑地分を合計値より控除するものです。

緑地の割合及び一人当たりの緑地面積

平成14年12月末現在

区分	市街化区域		市街化調整区域		都市計画区域	
	面積に対する緑地の割合(%)	一人当たりの緑地面積(㎡/人)	面積に対する緑地の割合(%)	一人当たりの緑地面積(㎡/人)	面積に対する緑地の割合(%)	一人当たりの緑地面積(㎡/人)
都市公園	3.6	4.8	0.2	5.8	1.7	4.9
公共施設緑地	0.9	1.1	6.0	156.9	3.7	10.7
民間施設緑地	0.5	0.7	5.2	136.6	3.2	9.1
施設緑地計	5.0	6.7	11.4	299.4	8.6	24.7
緑地保全地区						
風致地区						
生産緑地地区	2.8	3.7	0.0	0.0	1.2	3.5
その他法によるもの	2.5	3.4	54.9	1,440.2	32.0	91.7
法によるもの計	5.3	7.1	54.9	1,440.2	33.2	95.2
緑地協定	0.2	0.3	0.0	0.9	0.1	0.4
条例等によるもの	2.1	2.8	0.9	22.4	1.4	4.0
条例等によるもの	2.3	3.1	0.9	23.2	1.5	4.4
地域制緑地計	7.7	10.2	55.7	1,463.4	34.7	99.5
緑地総計	12.7	16.9	66.9	1,756.2	43.2	123.8
面積	2,239 ha		2,888 ha		5,127 ha	
人口	168,000 人		11,000 人		179,000 人	

※人口は平成14年12月末現在
 ※各緑地面積の数値は㎡単位で集計し、四捨五入により算出しています
 ※緑地総計は、重複を除くものとします

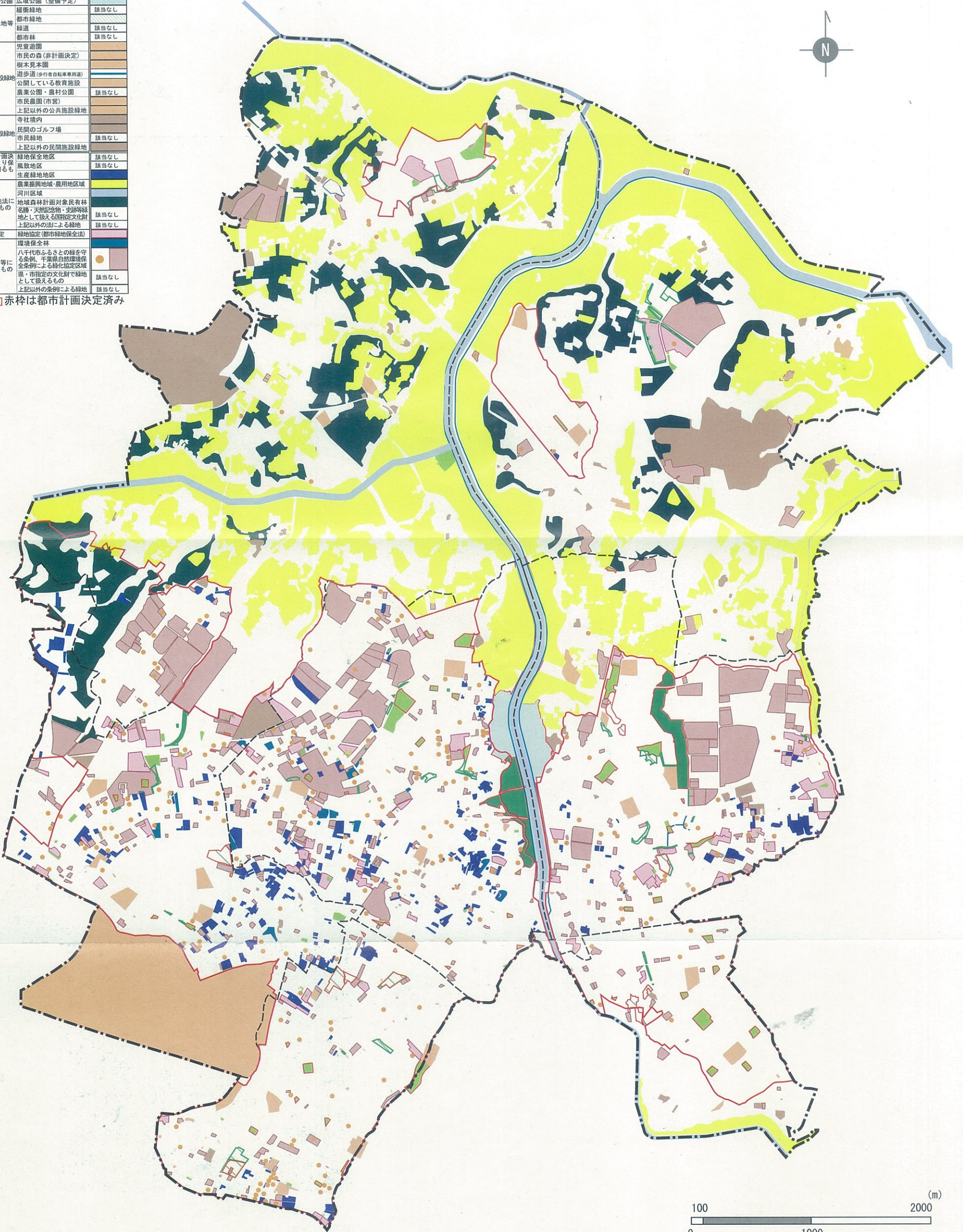


緑地現況図

～八千代市緑の基本計画～

大分類	中分類	小分類	緑地種別	図面凡例	
施設緑地	住区基幹公園	街区公園	街区公園	緑	
		近隣公園	近隣公園	黄緑	
		地区公園	地区公園	黄緑	
	都市基幹公園	総合公園	総合公園	黄緑	
		運動公園	運動公園	黄緑	
	都市公園	特殊公園	風致公園	風致公園	該当なし
			動物公園	動物公園	該当なし
			歴史公園	歴史公園	該当なし
			墓園	墓園	該当なし
			その他	その他	該当なし
	大規模公園	広域公園(整備予定)	広域公園(整備予定)	黄緑	
	都市緑地等		緩衝緑地	緩衝緑地	該当なし
			都市緑地	都市緑地	黄緑
			緑道	緑道	該当なし
			都市林	都市林	該当なし
都市公園以外	公共施設緑地	児童遊園	児童遊園	黄緑	
		市民の森(非計画決定)	市民の森(非計画決定)	黄緑	
		樹木見本園	樹木見本園	黄緑	
		遊歩道(歩行者自転車専用道)	遊歩道(歩行者自転車専用道)	黄緑	
		公開している教育施設	公開している教育施設	黄緑	
	民間施設緑地	農業公園・農村公園	農業公園・農村公園	該当なし	
		市民農園(市営)	市民農園(市営)	黄緑	
		上記以外の公共施設緑地	上記以外の公共施設緑地	黄緑	
	法による地域	その他法によるもの	寺社境内	寺社境内	黄緑
			民間のゴルフ場	民間のゴルフ場	黄緑
市民緑地			市民緑地	黄緑	
上記以外の民間施設緑地			上記以外の民間施設緑地	黄緑	
都市計画決定により保全を図るもの			都市計画決定により保全を図るもの	黄緑	
地域制緑地	協定	緑地保全地区	緑地保全地区	黄緑	
		風致地区	風致地区	黄緑	
		生産緑地地区	生産緑地地区	黄緑	
		農業振興地域・農用地区域	農業振興地域・農用地区域	黄緑	
		河川区域	河川区域	黄緑	
	条例等によるもの	条例等によるもの	地域森林計画対象長有林	地域森林計画対象長有林	黄緑
			名勝・天然記念物・史跡等緑地として扱える国指定文化財	名勝・天然記念物・史跡等緑地として扱える国指定文化財	黄緑
			上記以外の法による緑地	上記以外の法による緑地	黄緑
			協定	協定	黄緑
			環境保全林	環境保全林	黄緑

※ 赤枠は都市計画決定済み



凡例

行政界	地域界	市街化区域
-----	-----	-------

(3) 緑化に関する主な施策

現在、本市で実施されている緑化に関する主な施策は以下のとおりです。

1) 八千代市ふるさとの緑を守る条例

本市の良好な自然環境の保全，美観風致の維持を目的とし，樹林を環境保全林*⁴，樹木を保存樹木*⁵として指定しています。

具体的には、

- 環境保全林及び保存樹木
- 公共施設緑化
- 工場緑化
- 建築物等の緑化
- 開発行為における保全及び緑化
- 緑化協定

等に対し必要に応じ助成，助言，指導を実施し，自然環境の保全及び緑化の推進に寄与しています。

平成14年12月末現在，環境保全林17箇所（5.2ha），保存樹木104本を指定しています。

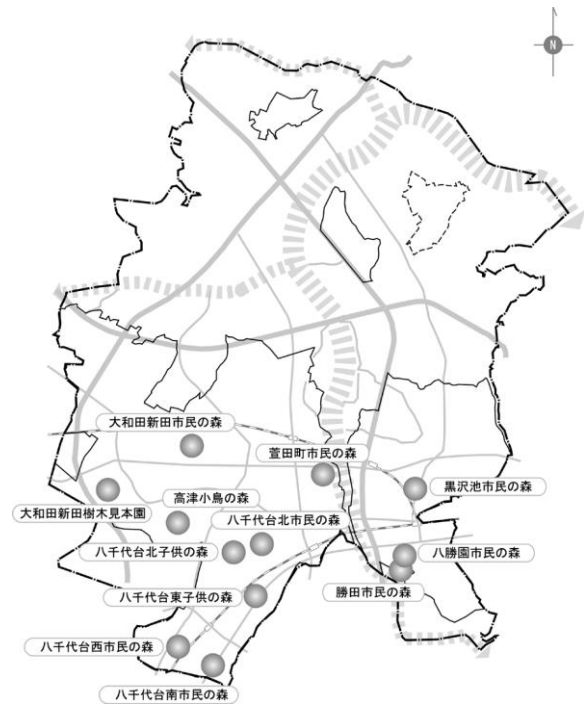


*4 環境保全林：市街化区域内で500㎡以上の良好な樹林について所有者の協力を得て環境保全林に指定し緑を守ろうという制度で，自然環境の保全，美観風致の維持に寄与する。

*5 保存樹木：環境保全林以外の樹木であって一定基準以上の健全で美観上優れている樹木を対象に永続的に保存しようとする制度。

2) 市民の森等

本市の市街地には環境保全林の考えをさらに発展させた市民の森等があります。現在、12箇所が市街地内に点在し、市民の憩いの場としての機能を果たしています。



市民の森等位置図

3) 八千代花と緑の基金緑化推進事業

本市は、昭和62年1月の市制施行20周年を契機に、同年5月に「緑の都市宣言」を行い、推進母体として“財団法人 八千代花と緑の基金”を設立しました。

“八千代花と緑の基金”は、市からの拠出金及び市民からの募金により基本財産を積み立て、その基本財産から生じる利子を運用し、民有地の緑化推進の事業を行う公益法人です。

現在実施されている緑化推進事業として、生け垣設置事業、花いっぱい事業、緑の維持管理事業の3つの事業が助成金の交付のもと、行われています。

『生け垣設置事業』、『花いっぱい事業』は昭和63年度より事業が開始、また平成9年度には『緑の維持管理事業』が開始されるなど、民有地を含む緑地の確保を行っています。

4) 緑地・緑化協定

現在、緑地協定*⁶（都市緑地保全法）、緑化協定*⁷（千葉県自然環境保全条例・八千代市ふるさとの緑を守る条例）を開発行為に際して締結するよう指導しています。

平成14年12月末現在、緑地協定は68箇所6.49ha、緑化協定は658箇所65.56haを締結し、市街地の緑を確保する上で重要な施策のひとつです。

5) 「花のまちづくり構想」

本構想のもと、『新川千本桜植栽事業』と『100万本のバラ植栽事業』を進めています。

『新川千本桜植栽事業』については、新川の堤へのサクラの植栽が平成13年度より平成15年度を目途に実施されています。新たに1,400本のサクラの植栽実施を目標とし、市のシンボリック的存在である新川を、より魅力ある緑として保全活用していく施策です。

『100万本のバラ植栽事業』については、市の花「バラ」を活かしたまちづくりを進めるため、「100万本のバラ植栽実施計画」を策定します。



*⁶ 緑地協定：ある地域に住む住民の合意で緑化について協定を締結し、地域ぐるみで緑化しようとする制度で、都市緑地保全法による協定。

*⁷ 緑化協定：開発行為における緑化推進や、工場、建築物の敷地の緑化推進のため、条例により、事業者と緑化に関して締結する協定。



第3章 緑の将来構想

1. 計画の基本理念

私たちの暮らしは 21 世紀という新しい時代を迎え、さらに便利で豊かなものとなってきました。しかし、私たちの暮らしが都市的な豊かさを増すにつれ、かつて私たちの暮らしとともにあり、心の安らぎを与えてくれた身近な自然はその姿を消しつつあります。その結果、地球温暖化をはじめとする様々な環境問題を招くこととなりました。

新川を中心とした自然景観を柱に緑豊かな田園都市として発展し続ける八千代市では、緑の都市宣言、ふるさとの緑を守る条例の制定、緑化・緑地協定等の締結、環境保全林・市民の森等の指定、100 万本のバラ植栽事業等、様々な緑づくりをおし、市民一人ひとりが快適で安全な生活が送れる自然と共生するまちづくりを進めてきました。

しかし残念ながら、本市においても、市域全体で自然が少しずつ失われ始めたのにつれ、市をとりまく環境は悪化し、生き物の生息空間も徐々に狭められてきました。また、公園に対するニーズの変化等により、様々な問題が発生しています。

一方、市民の中では、自分たちの暮らしをとりまく自然や環境に対する関心の高まりから、緑に関する様々な活動が活発になってきました。その結果、市民と行政それぞれが自分たちの果たすべき役割を明らかにした活動の実現を求める声が市民の中であがってくる等、緑のまちづくりに新たな動きが生まれてきました。

その新たな動きのもつ力を活かし、かつて私たちの暮らしとともに守られてきた里山*⁸の自然環境を後世に引き継ぐため、その保全と回復を目指します。また、私たちの生活を豊かで潤いのあるものとしてくれる身近な自然とのふれあいや、公園・市街地の緑といった身の回りにある緑の再生を目指し、市民ができること、企業ができること、行政ができることをそれぞれが実施するとともに、それら全ての力を合わせた、みんなでつくる緑のまちづくりを進めることを本計画の基本理念とします。

*8 里山：薪・炭等の燃料や農業に使う木、落ち葉を得る等、人の生活に関わってきた雑木林や畑等その周辺の田園環境一体をいう。

2. 緑のまちづくりテーマ

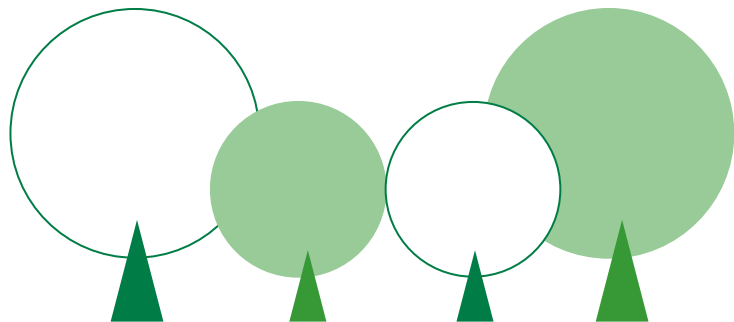
基本理念を踏まえ、都市環境の改善を考慮した緑豊かなまちづくりを目指すための基本的な考え方やビジョン等を表すフレーズとして“緑のまちづくりテーマ”を掲げます。

また、「八千代市第3次基本構想」で掲げている「快適生活空間都市をめざして」及び「八千代市都市マスタープラン」の都市計画の基本理念「水と緑にあふれた公園緑地都市」を基本とし、八千代市民すべてが思い描き、市民、企業、行政の3者が協働*9でつくる、より良い将来を実現するため、

「みんなでつくる緑豊かなまち」

～人と生き物のための緑のある快適都市をめざして～

を緑のまちづくりテーマとします。



*9 協働：市民・企業・行政が協力しあって、市民サービスを生産し、供給していく活動体系。

3. 計画の基本方針

(1) 緑のまちづくり方針

計画の基本理念に基づき、本市の地域特性を最大限に活かし、市民、企業、行政の3者が協力しながら「みんなで作る緑豊かなまち」を実現するため、以下の5つの方針を柱とし、八千代市の緑のまちづくりを進めます。



市民、企業との協働による緑づくりを進めます

緑が減りつつある今日、行政主体の緑化活動に加え、地域を熟知する市民や企業による積極的な緑化活動が必要とされています。そこで、市民、企業、行政の協働体制により緑のまちづくりを進めます。



自然を感じる市街地を創出します

人々の活動の場である市街地に、“緑・土・水”といった自然的要素を創出することにより、景観及び環境の向上を図りながら、目標年度である平成34年度までに市街地内の20%を緑化することを目指します。



里山の保全と再生を目指します

市北部及び南部に広がる田園景観や谷津田、斜面樹林等、郷土色あふれる緑を守り、人々の緑の原風景として後世へ引き継ぎます。



地域性豊かな緑を創出します

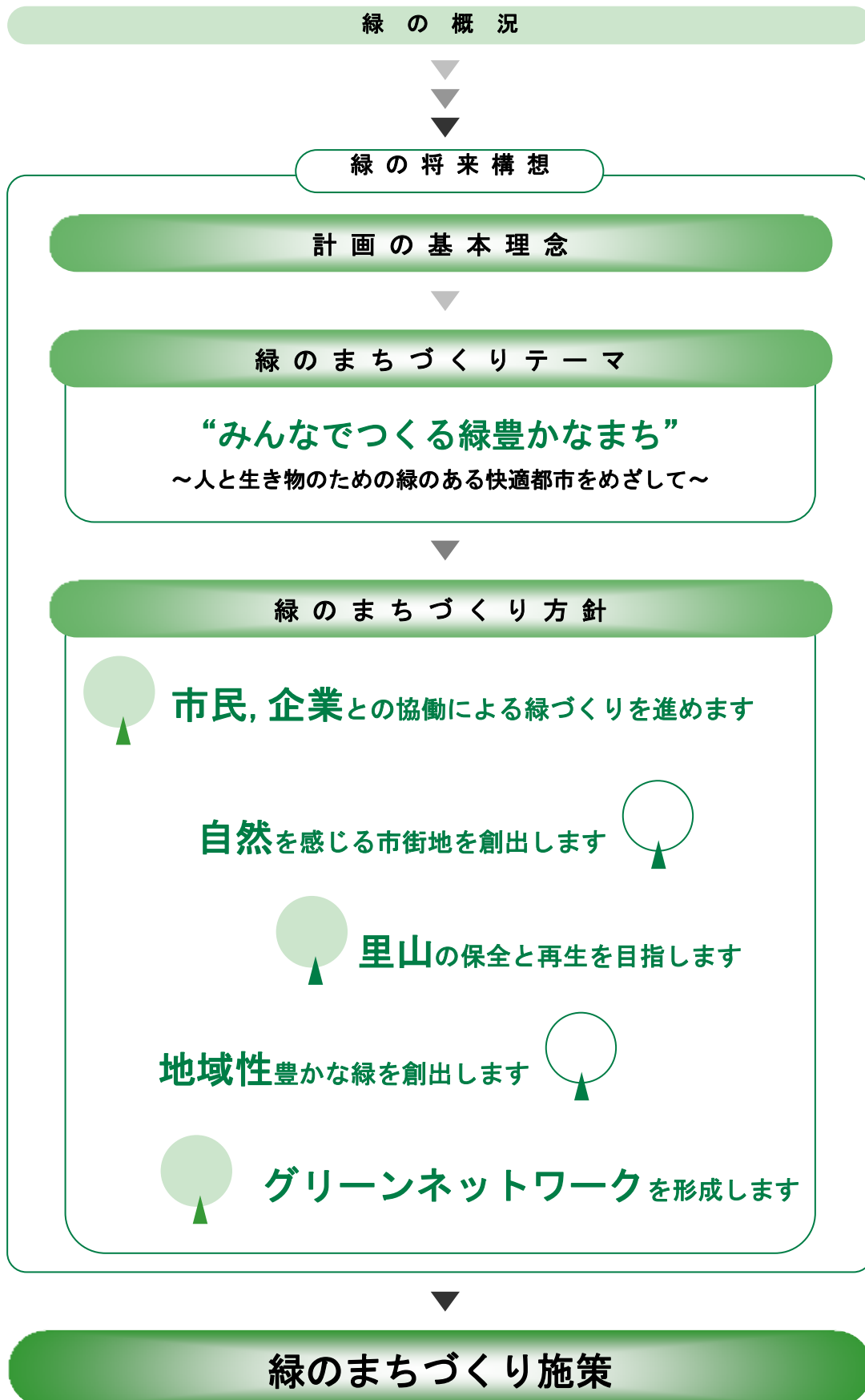
“地域みんなが使う公園に独自性を持たせる” “各家庭で思い思いの緑づくりを進める”等、それぞれの地域でそれぞれの個性を活かした緑のまちづくりを目指します。



グリーンネットワークを形成します

市内に点在する緑の拠点を河川や街路樹、緑道等の線的な緑により有機的に結ぶ“グリーンネットワーク”の形成を図ります。ネットワークを形成することにより生物の移動を助け、人と緑の共存する緑豊かなまちを目指します。

4. 計画の体系



第4章 緑の配置方針

1. 緑の将来構造

本市の目指す緑のまちづくりを実現化するため、ここでは基本理念や緑のまちづくりテーマ等を踏まえ、本市における緑地の配置や緑化の推進を総合的に位置づけ、役割や機能を示します。

(1) 八千代市の緑の構造の概念

本市の緑の構造をゾーン、エリア、拠点、軸に区分します。

ゾーンについて

八千代市第3次基本構想で位置づけられているゾーン区分をもとに“自然環境保全ゾーン”，“新市街地ゾーン”，“既成市街地ゾーン”に区分し、本市の緑を構成する最もベースとなる緑の単位とします。

▼自然環境保全ゾーン

市域北部の市街化調整区域で、本市の原風景ともいえる郷土性あふれる田園景観や谷津等について保全を図ります。

▼新市街地ゾーン

東葉高速鉄道がゾーンの中央を走り、その沿線に土地区画整理事業等による住宅地開発が進行する地域で、駅等の交通機関や商業空間を含めた新市街地にふさわしい都市緑化の推進を図ります。

▼既成市街地ゾーン

市域南部で、成熟した住宅地や集落地等について、居住者像のみえる緑のまちづくりを進めます。

エリアについて

前述の“ゾーン”より小さい単位の緑として、“エリア”を位置づけます。土地利用の観点から都市的土地利用のみられるエリアを“個性あるまちの緑をつくるエリア”，自然的土地利用のみられるエリアを“里山の緑を守るエリア”，また現時点で面整備の実施中または予定されているエリアを“緑の創出エリア”，ゴルフ場等を“ゴルフ場・陸上自衛隊用地”として、市内の各エリアを位置づけます。

▼個性あるまちの緑をつくるエリア

市内の市街化区域及び予定区域で都市緑化の推進、緑地の保全及び創出が必要な地区を“個性あるまちの緑をつくるエリア”として位置づけます。

▼里山の緑を守るエリア

北部及び南部に位置する市街化調整区域で、水田や谷津、樹林等、今後保全すべき地区を“里山の緑を守るエリア”として位置づけます。

▼緑の創出エリア

土地区画整理事業等の都市基盤整備を図り、良好な居住環境の形成や維持が図られる10ha以上の面整備エリアを“緑の創出エリア”として位置づけ、計画的な緑の確保を図ります。

◇10ha以上の面整備エリア（施行中）

- ・ 辺田前地区（約59.4ha・組合施行土地区画整理事業地区）
- ・ 八千代カルチャータウン地区（約65.6ha・民間開発地区）
- ・ 西八千代北部地区（約140.5ha・公団施行土地区画整理事業地区）

▼ゴルフ場・陸上自衛隊用地

大規模オープンスペースであるゴルフ場・陸上自衛隊用地を位置づけます。

拠点について

市内に点在するスポット的な緑で、人々の生活に関連する様々な機能を有する緑を“拠点”として位置づけます。

▼広域レクリエーション拠点

市の中心部に位置する県立八千代広域公園（事業中）、村上緑地公園、八千代総合運動公園を、レクリエーション活動の場としての機能をもつ“広域レクリエーション拠点”として位置づけます。

▼まちの緑づくり拠点

東葉高速鉄道沿線地区及び京成電鉄成田線沿線地区を、本市を緑あふれる快適な都市空間とするための緑化拠点として“まちの緑づくり拠点”に位置づけます。各沿線地区を緑化拠点とすることにより、不足しがちな都市空間への緑の補充や都市環境の向上、さらに各拠点から広がる住宅地等への緑の波及効果を狙います。また、拠点ごとの緑化に独自性を持たせることで、個性あるまちなみの形成を進めます。

▼身近な自然ふれあい拠点

市街化区域内に点在する市民の森等を、生活の中で気軽にふれあえる自然としての機能をもつ“身近な自然ふれあい拠点”として位置づけ、環境保全機能の発揮に努めます。

▼緑のステーション

新川、桑納川の結合点、八千代ふるさとステーション（道の駅）、少年自然の家、京成バラ園を緑に関する様々な活動や情報等の発信拠点としての機能をもつ“緑のステーション”に位置づけます。

軸について

都市マスタープランの位置づけを踏まえ、“緑の骨格軸”“文化のシンボル軸”を骨格的な緑の主軸として本計画でも位置づけます。また、沿道緑化と歩行者系ネットワーク形成の軸線となる“広域幹線道路軸”“まちの緑軸”を位置づけます。

《八千代骨格軸》

▼緑の骨格軸

“緑の骨格軸”は本市の緑の骨格を形成する主軸として、市域を南北方向に流れる新川，東西方向に流れる神崎川・桑納川及び勝田川の各河川と共に周辺の水田，河川に面した斜面樹林を含め一体的に保全，活用を進めていくものとします。

▼文化のシンボル軸

“文化のシンボル軸”は市街地の緑の骨格を形成する主軸として、市街地を南北に結ぶ3・3・7号大和田駅前萱田線とその沿道市街地及び八千代中央駅とその周辺市街地，市役所及びその周辺市街地，京成大和田駅及びその周辺市街地について、公共施設，民有地を含めたシンボリックな緑化，歩行者空間の確保，オープンスペースの創出を図ります。また、これと平行する新川やその中央に位置する県立八千代広域公園（事業中）といったレクリエーション的側面や、これと交差する成田街道の歴史的側面を考慮し、本市の緑づくり推進の中心的地区としてその形成に努めます。

《沿道緑化・歩行者系ネットワークの軸線》

▼広域幹線道路軸

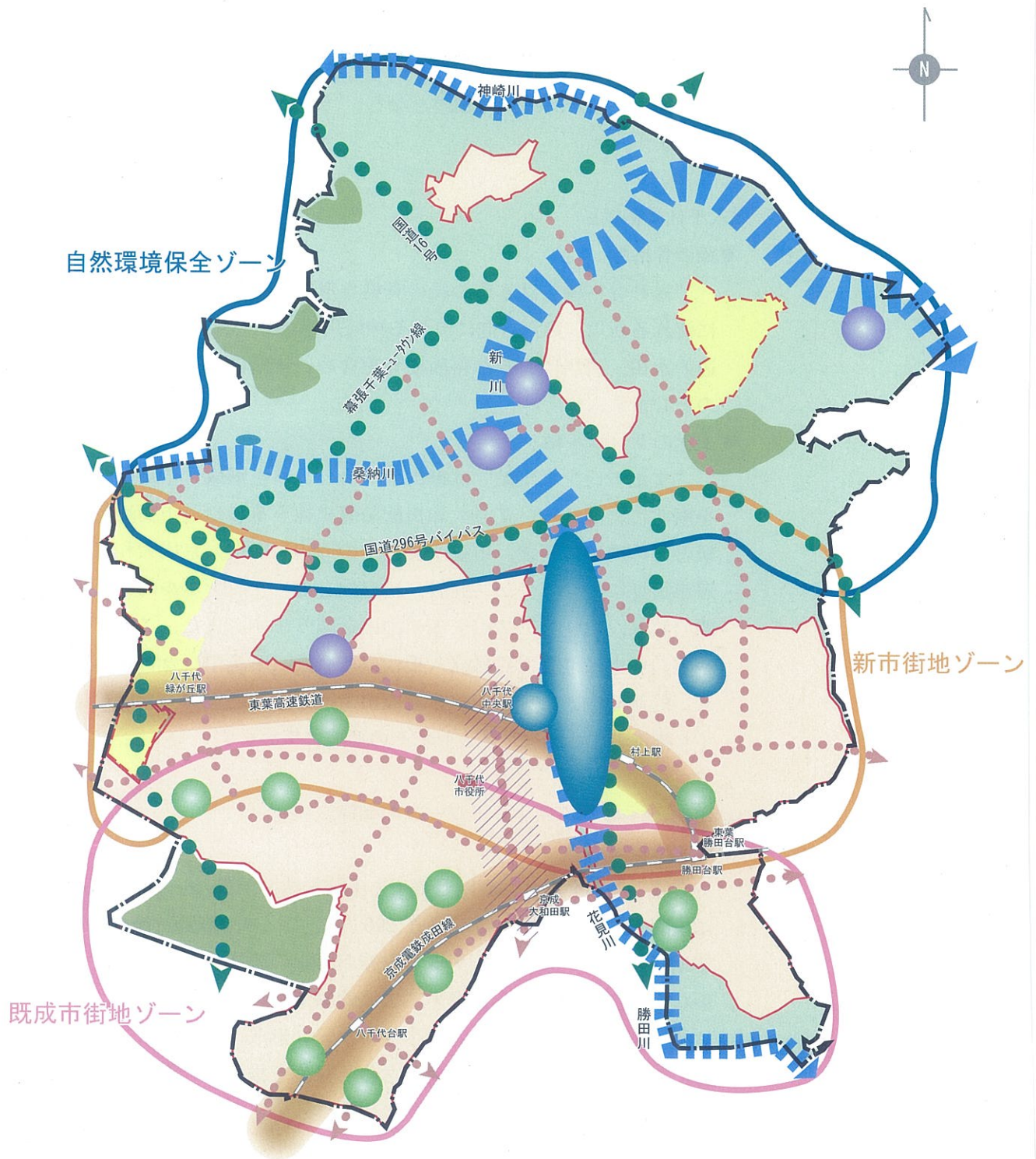
市域中央部を南北に縦断し埼玉と千葉を結ぶ国道16号，市域中央部を東西に横断し船橋と成田を結ぶ国道296号バイパス，幕張新都心から西八千代北部地区を通り千葉ニュータウンを結ぶ計画の幕張千葉ニュータウン線を緑豊かな道路空間の形成を目指す“広域幹線道路軸”に位置づけ，各ゾーン，各エリアを歩道による歩行者のネットワーク形成の主軸として機能させるとともに，道路及び沿道の民有地を含めた緑化を推進し，本市に来訪する人々の印象に残る軸線の形成を図ります。

▼まちの緑軸

都市マスタープランにおいて都市軸として位置づけられる3・4・1号新木戸上高野原線，3・4・8号大和田新田下市場線及び3・3・19号八千代緑が丘駅前線をはじめ，同計画で都市幹線道路として位置づけられる路線，主要な歩行者ルートとして位置づけられる道路について，まちの緑づくり拠点を結ぶ緑の軸として“まちの緑軸”に位置づけ，歩行者が安心して移動できる空間の確保や，街路樹や草花等の植栽によるまちを彩る緑のラインとなるような道路緑化を推進します。

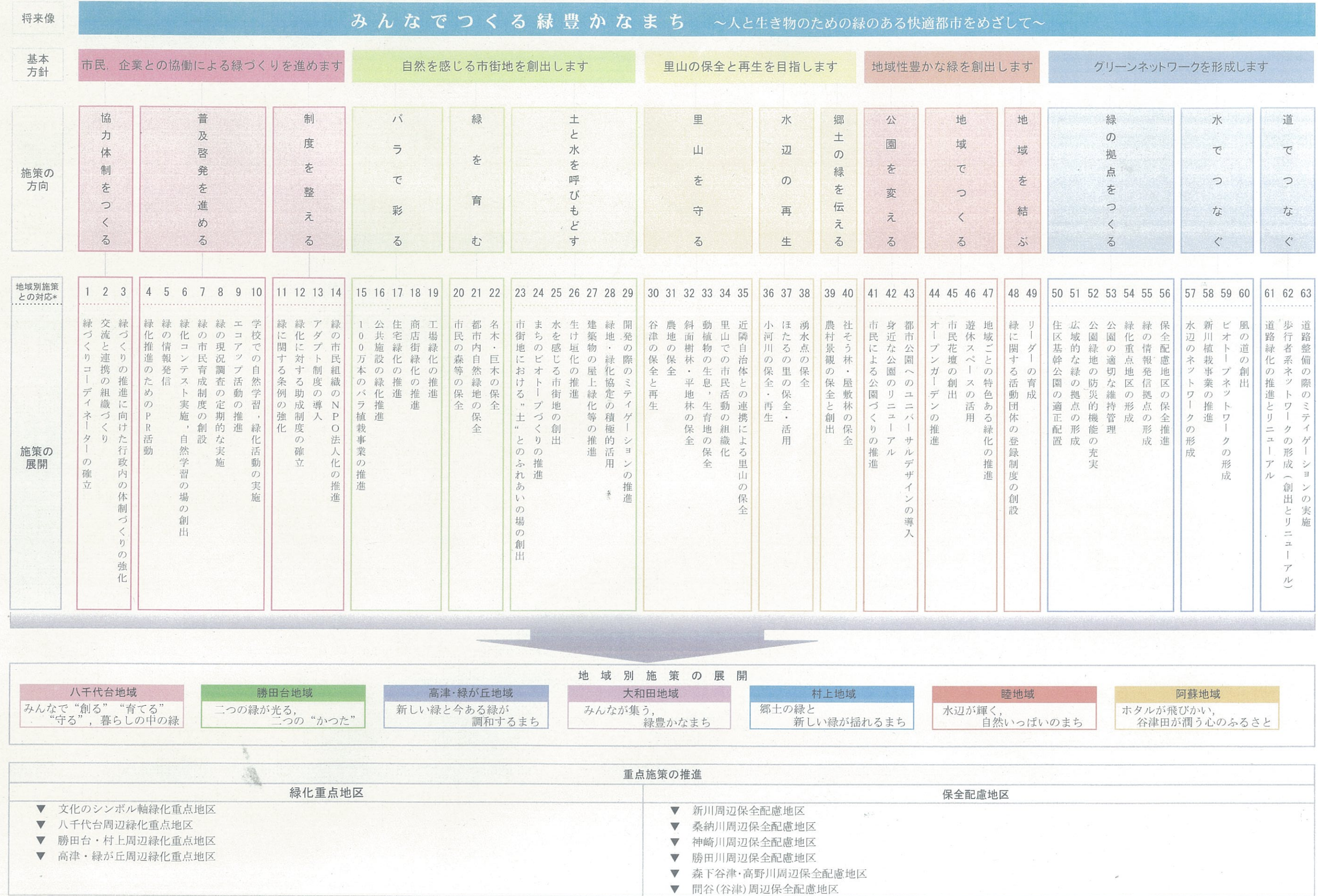
緑の将来構造図

～八千代市緑の基本計画～



凡 例	ゾーン	エリア	拠 点	軸
	自然環境保全ゾーン			
	新市街地ゾーン			
	既成市街地ゾーン			

施策の体系



* 地域別施策との対応：地域別施策と全市の施策の対応関係を数字で示しています(6章で参照します)

第5章 全市的視点からみた緑の施策方針

本市の目指すべき緑の将来像を実現するため、基本方針に掲げた5つの項目に従い緑のまちづくりのための施策方針をまとめます。

1. 市民、企業との協働による緑づくり

【基本方針】

市民、企業との協働による緑づくりを進めます

【施策の方向】

- 協力体制をつくる
- 普及啓発を進める
- 制度を整える

本計画のテーマである「みんなで作る緑豊かなまち」を実現するため、今までの行政主体のまちづくりから市民、企業、行政の協働による“みんなで作る”緑のまちづくりを目指します。

“みんな”の意見や活動による、“緑豊かなまち”をつくるために、3つの方向から施策の展開を図ります。

▼ 施策の展開イメージ



施策の方向 : 協力体制をつくる

これまで個々に活動している緑の市民組織、自治会、企業、行政の連携を体系的に進め、緑のまちづくりについて市民・企業・行政が一丸となって取り組めるような体制づくりに努めます。

施策の展開

▼ 緑づくりコーディネーターの確立

▽緑づくりを推進するコーディネーターの確立を図ります。

▼ 交流と連携の組織づくり

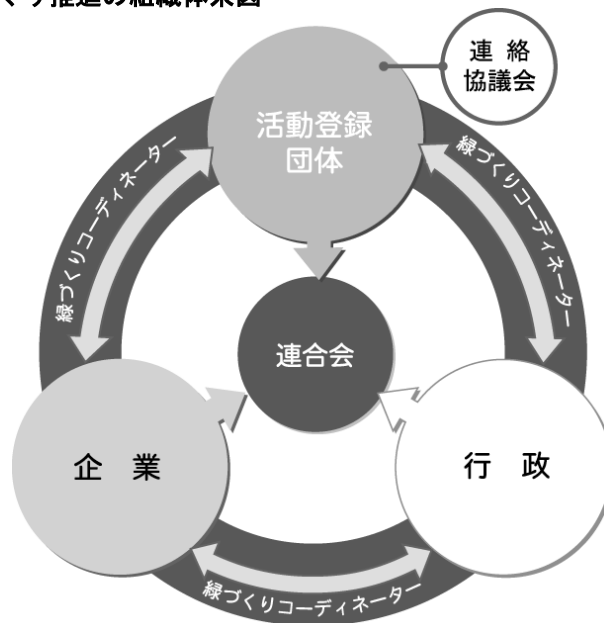
▽活動登録団体（「地域を結ぶ」の項目参照）の代表、企業の代表、行政が一同に会する連合会を組織し、緑のまちづくりを推進する組織が横断的に意見交換できる体制づくりを検討します。

▽地域での緑づくりを推進する組織である活動登録団体の地域内での緑化活動、また全市的な緑化活動等について、互いの活動の参考になるような意見交換や活動報告ができる場として連絡協議会を組織することを検討します。

▼ 緑づくりの推進に向けた行政内の体制づくりの強化

▽緑に関連した関係各課の連携を図り、緑づくりの推進に向けた総合的な体制づくりの強化を進めます。

▼ 緑づくり推進の組織体系図



施策の方向 : 普及啓発を進める

“みんなでつくる”緑豊かなまちづくりを進める上での基盤づくりとして、市民全体に向けて、様々な手法による緑に関する情報の提供を図ります。

施策の展開

▼ 緑化推進のためのPR活動

- ▽活動登録団体の実施する緑化活動やオープンガーデン^{*10}などの個人で自主的に行われる緑づくりの紹介等緑に関する市民活動のPRを徹底し、市民全体への波及を目指します。
- ▽100万本のバラ植栽事業に基づくバラの植栽及び維持管理活動について積極的なPRを実施し、計画の推進に役立てます。
- ▽公園の利用に関するマナーの向上や不法投棄の防止など地域の環境美化を定期的に呼びかけます。

▼ 緑の情報発信

- ▽四季折々の植物の見所情報や植物の手入れの仕方等、緑に関する情報や、緑化に関する助成制度について、広報紙・インターネット等による情報発信を実施します。また、緑に関するメールマガジン^{*11}等の発行についても今後検討します。

▼ 緑化コンテストの実施、自然学習の場の創出

- ▽緑化コンテストやイベント等を実施し、市民の緑化活動への啓発に役立てます。
- ▽緑の市民組織の協力を得ながら、自然観察会を開催し、本市の自然環境について市民に広く伝え、緑の保全や創出に関する意識の向上を促します。

▼ 緑の市民育成制度の創設

- ▽本市の自然を回復するための植物等の苗木を市民に育ててもらい、自然環境保全への関心を持つきっかけづくりとすることを検討します。

▼ 緑の現況調査の定期的な実施

- ▽緑の現況調査をボランティアのもとに定期的実施することにより、リアルタイムな緑の状況を把握し、緑の施策の展開に活かします。

*10 オープンガーデン：イギリスで始まった民有地の緑化活動。登録制によるもので、個人の緑化された庭を公開し、訪れる人とともに庭園の鑑賞を楽しむ緑づくり活動の一つ。

*11 メールマガジン：電子メールを使って創刊する雑誌。ホームページから購読申込（メールアドレスの登録）をすると定期的または不定期に、メールマガジンが購読者宛に電子メールで送られ、電子メールを受信できる人なら誰でも読むことが出来る。

▼ エコアップ^{*13}活動の推進

▽生き物の生息環境を確保するため、公共施設の緑化の際には鳥を呼ぶ木を植える等一定の配慮をするとともに、庭やベランダなど民有地でできるエコアップ活動の普及啓発を推進します。

▼ 学校での自然学習、緑化活動の実施

▽子供たちの心の教育や自然とふれあう機会の創出を目的とした自然学習の実施に向け学校との連携を深めます。

▽花壇づくりやトンボ池づくり等、学校における緑化活動を通して、自然への興味を広げ郷土への愛着心を育む貴重な体験として、また地域の環境向上効果と緑化意識の周辺への波及を目指し、学校との連携を深めます。



*13 エコアップ：都市化され、自然環境が失われた地域に生物的環境を回復すること。

施策の方向 : 制度を整える

本市の緑の活動に有効な制度を整え、積極的な活用を図ります。

施策の展開

▼ 緑に関する条例の強化

▽緑の基本計画の実現を図るため、八千代市ふるさとの緑を守る条例について必要に応じて見直しを行い、緑づくりを推進する市民活動への支援体制の強化を図ります。

▽特に良好な自然景観を形成している風致の維持が必要な区域については風致地区を指定し、風致地区条例に基づき保全を図ります。

▼ 緑化に対する助成制度の確立

▽（財）八千代花と緑の基金が行う緑化推進事業の内容充実を図るため、一層の支援を行います。

▽活動登録団体についてその活動に応じて機材や助成金を支給する等の支援策を検討します。

▼ アダプト制度^{*15}の導入

▽公園、道路緑化、公共施設緑化など公共空間の緑化・管理について、市民・企業が里親となって、特定の箇所を養子(アダプト)として管理育成をおこなうアダプト制度の導入に向けて、検討を進めます。

▼ 緑の市民組織のNPO^{*16}法人化の推進

▽緑の市民組織のうち、その活動上NPO法人として認証されることが組織運営上必要な団体についてはNPO法人化の推進・支援に努めます。

*15 アダプト制度 : ボランティアとなる住民や地元企業が「里親」となり、「養子(アダプト)」とした公共施設の清掃や緑化を定期的に行う。

*16 NPO : Nonprofit Organization の略称。日本語では「民間非営利団体」「市民活動団体」「ボランティア団体」等をいう。

2. 自然を感じる市街地の創出

【基本方針】

自然を感じる市街地を創出します

【施策の方向】

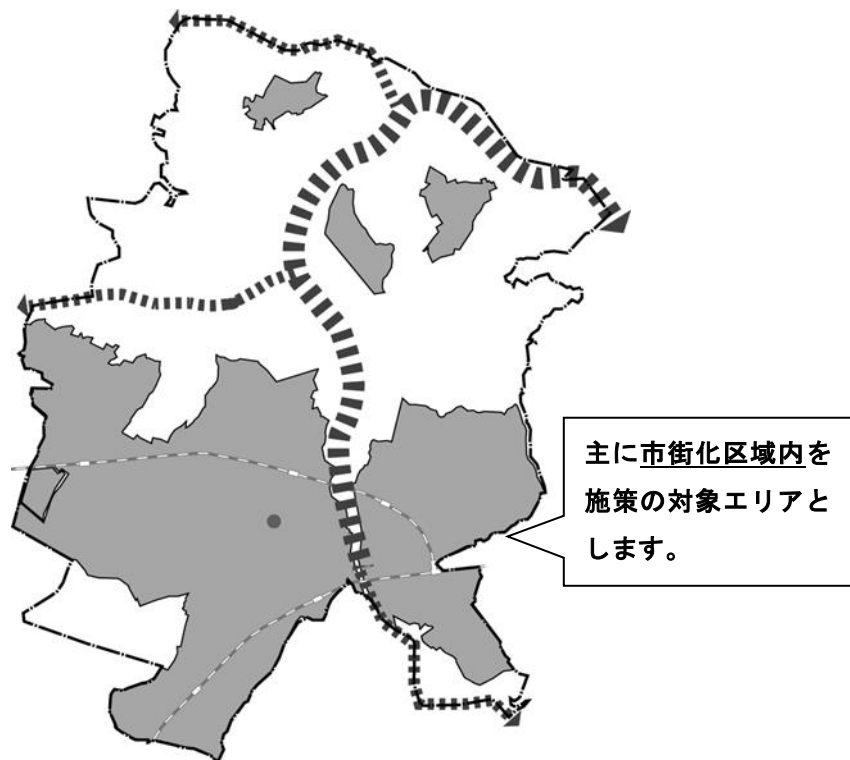
□ バラで彩る

□ 緑を育む

□ 土と水を呼びもどす

本市の発展とともに広がる市街地は、人々が活動し、暮らす中心的エリアです。その中心的エリアの都市化に伴い、市街地内の自然は徐々に失われつつあります。緑の持つ環境を改善する機能を最大限に活かし、人々が安心して快適に暮らせる“自然を感じる市街地”の実現のために、3つの方向から施策の展開を図ります。

▼ 施策対象エリア



施策の方向 : バラで彩る

市の花である“バラ”の香る個性豊かな市街地の形成を目指し、公共施設をはじめ住宅地、商店街、工場用地においてバラを中心とした緑化の充実と拡大を進めます。また、土地利用にあった緑づくりの検討や活動組織の形成を図る等、市街地の緑づくりに関する施策を展開します。

施策の展開

▼ 100万本のバラ植栽事業の推進

▽100万本のバラ植栽実施計画に基づき、市民、企業、行政が一体となって民有地や公共施設等において“市の花バラ”を用いた緑化を推進します。また、併せて花や緑に彩られた美しいまちづくりを目指すため、市街地への積極的な緑化推進に努めます。

▽市民や各種団体、企業の代表者で策定した100万本のバラ植栽実施計画に基づき、バラのまちづくりの推進母体となる組織づくりを推進します。

▽植栽、啓発、育成を一体として取り組めるような事業展開について検討を進めます。

▼ 公共施設の緑化推進

▽比較的規模の大きい公共施設においては、これまで以上の緑化を推進し、人々が集まる場所としてふさわしい緑の演出を進めます。

▽市内の学校においては、バラをはじめとする個性ある緑化を推進するとともに、敷地内を教育活動に支障のない範囲で開放に努めます。

▽公的に整備された住宅地については、緑によるイメージアップを図るため敷地内の緑化を居住者の参加も視野に入れながら推進します。

▼ 住宅緑化の推進

▽戸建て住宅地については生活する者が心からリラックスできる居住空間を形成するためにバラによる接道部緑化を推進し、バラの普及を図ります。

▽緑豊かで潤いある景観を形成するために、各家庭によるガーデニング等の緑化活動や生け垣、草花等による接道部の緑化推進及びその維持管理の支援を検討します。

▽マンションやアパートといった集合住宅地については緑の量的な不足を解消するため、ベランダ等での緑化活動を推進します。

▼ 商店街緑化の推進

▽商店街については、プランターやハンギングバスケット等の手法を用い緑の量的な増加を推進し、潤いある商業空間の創出に努めます。

▽個性豊かな商店街を形成するための緑化活動を行う組織の形成を検討します。

▼ 工場緑化の推進

- ▽工場用地については接道部の緑化スペースを活かし、バラを用いた緑化を行う等、地域性を活かした緑化を推進します。
- ▽工場の新設及び改修の際、隣接する土地利用と調和した工場緑化となるよう、緑化に関する適切な指導を推進します。

施策の方向 : 緑を育む

市民の森をはじめとする市街地内の樹林地は、市街地環境の改善や精神的な安らぎ等、都市空間において様々な役割を果たしています。

生き物の貴重な生息空間として、また景観的なアクセントとして、市街地内の樹林地について必要により緑地保全地区^{*17}等の指定を検討し、その保全と回復のための施策を展開します。

施策の展開

▼ 市民の森等の保全

- ▽都市における生物の生息空間として機能するよう、植生の保全・回復のあり方について検討を進めます。
- ▽市民の森の施設や、その利用のあり方、保全策等について市民と共に検討を進め、市民の森の再生方策について検討を進めます。

▼ 都市内自然緑地の保全

- ▽市街地に点在する良好な社そう林について必要により緑地保全地区の指定を検討し、貴重な郷土植生の保全に努めます。
- ▽一定の規模を持つ市街地内の樹林についてその存在の重要性から緑地保全地区の指定やその適正な保全方策について市民と共に検討を進め、かつてのような生き物のあふれる空間の再生を推進します。
- ▽市街地内に点在する環境保全林やその他小規模な樹林について、必要により市民緑地制度^{*18}の導入を検討し、緑とのふれあいの場として、緑のもつ効力の市街地への波及効果を目指します。

*17 緑地保全地区：都市計画区域内の緑地のうち、風致または景観が優れている等、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地について、それを保全するため、都道府県知事または市町村が都市計画に定める地域地区。風致を維持しようとする地区。

*18 市民緑地制度：土地の所有者が自らの土地を住民が利用できる緑地として提供することへの支援及び、緑地の保全を推進するため土地所有者からの申出に基づき、地方公共団体等が土地所有者と契約を結び、一定の期間、住民の利用のために設置・管理する緑地。

▼ 名木・巨木の保全

- ▽既存の保存樹木については、今後とも適正な保全を推進します。
- ▽市街地に残る巨木や景観木、郷土植生として重要な樹木について保存樹木制度等の保全策を検討し、その維持管理の助成や支援を推進します。
- ▽樹勢が低下している保存樹木については樹木医による活力度の診断と樹勢の回復等の保全強化策を検討します。

施策の方向 : 土と水呼びもどす

市民農園やビオトープ^{*19}の整備、せせらぎの創出等、人と自然が気軽にふれあえるまちづくりのための様々な施策の展開を図り、市街地環境の向上を目指します。

施策の展開

▼ 市街地における“土”とのふれあいの場の創出

- ▽市街地の貴重な“農”を感じる風景としての生産緑地地区を適正に管理するよう引き続き指導します。
- ▽土とふれあい、農と親しむ空間として、市民農園を適宜設置し、市民の生きがいつくりの場、都市における農業体験の場として活用を図ります。

▼ まちのビオトープづくりの推進

- ▽公園、学校、その他公共施設については、トンボ池等、水辺の生き物の生息可能な空間の創出や、本市に自生する種類の樹木や草花等による緑化を検討し、都市における生き物の生息空間の創出を目指します。
- ▽民有地については、接道部に実のなる木や花の咲く木等、生き物の集まる植栽を推進し、身近な生き物との共生とふれあいの空間づくりを目指します。
- ▽石神池や熱田ヶ池などの水辺については、市街地の中の貴重な生き物の生息空間として、失われつつある水辺の生態系の再生を図るよう適切な整備方策を検討します。

▼ 水を感じる市街地の創出

- ▽新たな市街地整備に際しては、せせらぎ等の水とのふれあい空間を形成することを検討し、情操教育や心の“癒し”といった精神的・心理的効果に役立てます。
- ▽既設の駅前や公園内の噴水広場、せせらぎ等については身近に水を感じる施設として、快適性、安全性に配慮した適切な管理を推進します。

*19 ビオトープ : 野生生物の生息空間を意味する言葉。単に植物があるだけの「緑」とは異なり、多様な生物が生息できるような良好な空間を指す。

▼ 生け垣化の推進

▽都市災害の防止と景観の向上を図るため、(財)八千代花と緑の基金緑化推進事業で実施されている生け垣設置事業を活用し、生け垣化を推進します。

▼ 建築物の屋上緑化等の推進

▽建築物の屋上等の緑化を推進し、都市部におけるヒートアイランド現象の緩和や雨水の流出抑制、保水機能といった緑のダム効果の発揮に役立てます。

▽市街地に視覚的な緑を増やすため、壁面緑化を推進します。また、屋上緑化された建築物については壁面緑化についても推進し、屋上から地上部の緑と結ぶことにより、緑の質的、量的な充実を図ります。

▼ 緑地・緑化協定の積極的活用

▽生活環境をゆとりある緑の美しい空間とするため、現在実施されている緑地・緑化協定の締結指導を今後とも推進し、計画的な緑化による緑豊かなまちなみの形成を図ります。

▽既に緑地・緑化協定が締結されている地区については、締結後も恒久的に緑が維持されるよう定期的な指導や協定の普及・啓発等を推進します。

▼ 開発の際のミティゲーション^{*20}の推進

▽市街地等の開発の際、自然環境への影響を最小限に抑えるためミティゲーションの実施を推進し、自然環境の保全と復元に努めます。



*20 ミティゲーション：直訳は「緩和」「軽減」。ここでは樹林地等で開発を行う場合、環境への被害を最小限に抑えたり開発以前と同様の環境を復元すること。

3. 里山の保全と再生

【基本方針】

里山の保全と再生を
目指します

【施策の方向】

□ 里山を守る

□ 水辺の再生

□ 郷土の緑を伝える

里山は、かつて人々の暮らしとともに育まれてきた最も身近な緑でした。里山の持つ役割や機能、利点は様々なものがあり、それらは人々の暮らしを支え、そして多様な生き物の生息地として豊かな自然環境を形成してきました。

さらに現在では、“里山”は私たちの暮らす都市環境にも影響を与え、里山を良好な状態で保全することはひいては都市を快適な空間へと導く重要な要素となっています。

そのような様々な機能を有する里山について、3つの方向から施策の展開を図ります。

▼ 施策対象エリア



施策の方向 : 里山を守る

里山を構成する重要な要素である谷津，農地，斜面樹林・平地林等について，必要により緑地保全地区や風致地区の指定等により，その保全と再生を図ります。

また，生態系の保全や市民活動の支援，近隣自治体との連携等を考慮した様々な施策の展開を図ります。

施策の展開

▼ 谷津の保全と再生

- ▽多様な生物の生息地であり骨格的な自然要素である谷津を必要により緑地保全地区や風致地区に指定することを検討し，その保全と再生に努めます。
- ▽人との共存により成立する谷津について，現状にあった維持管理体制を市民とともに再検討し，その保全と再生に努めます。
- ▽現状で残っている貴重な谷津の保全と管理，また環境学習の場として活用し，その保全に努めます。
- ▽谷津田や休耕地により形成された草地については，谷津の重要な構成要素として，その適切な保全と管理方策を検討します。
- ▽谷津のつくりだす優しい田園景観の保全を市民と行政が協力しながら推進していきます。

▼ 農地の保全

- ▽良好な営農環境を有する区域や集団的にまとまりのある農地については農業振興計画*21等の農業政策に基づいて保全を図ります。
- ▽環境保全の観点や市民の健康志向の広がりから，環境保全型農業*22の導入を検討します。
- ▽本格的な農業体験が可能な体験農園や収穫体験の可能な観光農園等，農業経営を続けつつ，農家以外の市民が農業体験できる農業について推進し，農地の保全・活用と市民の土とのふれあいの場の確保に努めます。

▼ 斜面樹林・平地林の保全

- ▽斜面樹林・平地林は本市の貴重な自然資源であることから必要により緑地保全地区や風致地区に指定することを検討し，積極的な保全に努めます。
- ▽現在，平地林等で進行する竹林化の進行防止策について検討します。
- ▽樹林内のごみ等の不法投棄に対し八千代市不法投棄防止条例に基づき，監視体制を強化するとともに，廃棄物の適切な撤去方策について検討を進めます。

*21 農業振興計画 : 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画のこと。農業振興施策の推進を図るため，農用地区域の指定や振興方策について記載する。

*22 環境保全型農業 : 農業の持つ物質循環機能を活かし化学肥料，農薬の使用等による環境への影響の軽減に配慮した持続的な農業。

▼ 動植物の生息、生育地の保全

- ▽都市化の進行により貧弱化した動植物の生息地または生育地の保全に努めます。
- ▽本市において保護が必要と考えられる貴重な動植物を明らかにすると共に、その生息環境を含めた適正な保護の方策について検討を進めます。
- ▽開発等で断片化している緑をネットワーク化することにより、生態的連続性を強化し、生態系の機能の向上に努めます。
- ▽谷津や斜面林の保全を通じて鳥や昆虫を呼びもどし、生き物が生息しやすい環境の保全に努めます。

▼ 里山での市民活動の組織化

- ▽市民による谷津や斜面林、平地林等を中心とした里山の維持管理活動を実施するにあたり、活動組織の形成を図り、その活動を支援します。

▼ 近隣自治体との連携による里山の保全

- ▽本市をはじめ近隣自治体においても貴重な自然資源である里山について広域的な連携体制を検討し、その保全を図ります。

施策の方向 : 水辺の再生

本市の自然環境は、新川をはじめとする水辺環境を中心に広がっています。その中で、里山の構成要素の一つである小河川や湧水等の水辺は、様々な生き物の生息場所であり、重要な移動経路として機能しています。その機能を十分に発揮させるため、多自然型の川づくり^{*23}や水辺やその周辺の自然環境を含む一体的な保全策を検討し、“水辺の再生”を図ります。

施策の展開

▼ 小河川の保全・再生

- ▽身近な生物の生息地や移動経路となる小河川については、市内の重要な生態回廊^{*24}となることから自然性を重視した整備を進めます。
- ▽生活排水の流入により悪化した小河川の水質浄化を図り、水辺の生き物が生息できる川づくりを推進します。
- ▽既存のコンクリート護岸整備等により失われた小河川の自然環境について、多自然型の川づくりや市民による維持管理等により再生を目指します。

*23 多自然型の川づくり：コンクリート擁壁等による工法ではなく可能な限り草や木、石や土を利用して自然の生態系に配慮した手法。
 *24 生態回廊：生物の生息域をつなぐための植生帯や河川等を指す。生物の移動にとって大切な役割を果たしている。

▼ ほたるの里の保全・活用

- ▽ホタルの生息する環境を支える清水(湧水点)や周辺に広がる水田等の自然環境について一体的な保全策を検討し、ホタルをはじめとする多様な生き物が生息できる環境づくりを推進します。
- ▽市民と行政、企業の協働によるグラウンドワーク^{*25}方式を導入している「ほたるの里づくり実行委員会」の活動を引続き支援します。
- ▽ほたるの里については良好な自然環境とともに、グラウンドワーク活動による保全が行われていることから自然学習の場として積極的な活用を推進します。

▼ 湧水点の保全

- ▽湧水の周辺には水生生物をはじめとした多くの動植物が生息することから、その生息地の保全に努め、水を中心とする生態系の維持を図ります。
- ▽湧水の源である地下水を確保するため、地下水の涵養能力のある水田や樹林等の保全を推進します。

施策の方向 : 郷土の緑を伝える

かつて人々は、自然を暮らしの中にもたくとこみ、活かしてきました。その行為自体が里山の自然を育み、維持する有効な手段でもありました。

そのような、人々と自然が調和した暮らしが現在でも伺える、農村景観や郷土の緑が植生する社そう林、屋敷林について必要により緑地保全地区や風致地区の指定等による保全を図ります。

施策の展開

▼ 農村景観の保全と創出

- ▽自然や風土、歴史と共に営んできた集落地景観の保全に努め、後世へと伝えま
- す。
- ▽休耕地や畦等の農地における花づくりを推進し、四季の変化が楽しめる農村景観の創出を推進します。

▼ 社そう林・屋敷林の保全

- ▽市内に点在する良好な社そう林について必要により緑地保全地区や風致地区への指定を検討し、その永続的な保全に努めます。
- ▽社寺境内の保存樹木に指定されているものに加え、新たな保存樹木の指定を検討し、社そう林全体の保全につなげます。
- ▽社そう林や屋敷林は、郷土植生を中心に貴重な植物が植生する樹林であることから、本市における森のビオトープ空間として、その保全を推進します。

*25 グラウンドワーク：イギリスにおいて国・自治体・企業・市民団体が連携して都市とその周辺の田園の環境の再生を目指し始めた活動。事業団を設立し、工場跡地の再生、河川の環境整備、環境教育等の活動を展開する。最近、日本でも導入が図られている。

4. 地域性豊かな緑の創出

【基本方針】

地域性豊かな
緑を創出します

【施策の方向】

□ 公園を変える

□ 地域でつくる

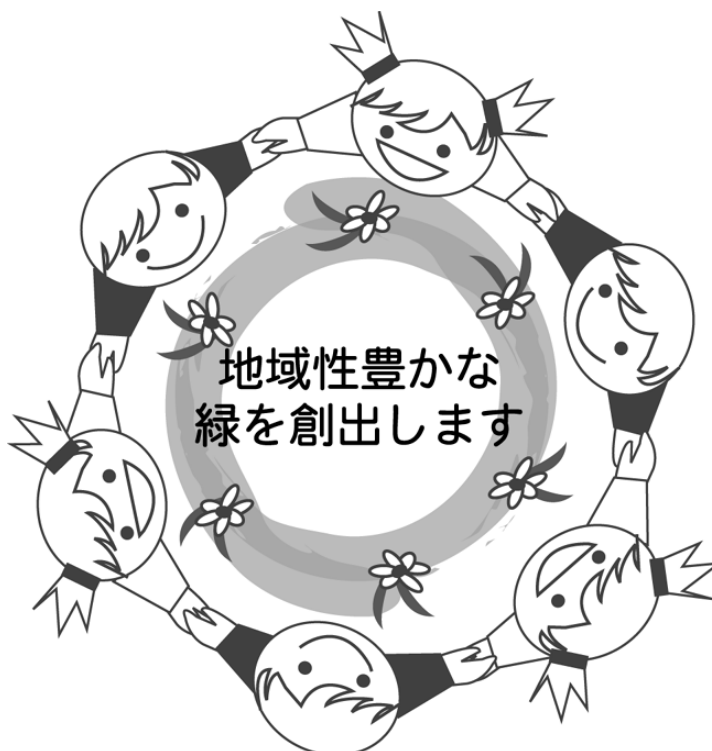
□ 地域を結ぶ

地域の中で、公園や住宅地等の緑は重要な位置を占めています。

公園は多くの人々に利用され憩いや活動の場になっているか、各家庭での緑化活動により緑豊かな住宅地が広がっているか等により、まちの印象は変わってきます。

“地域性豊かな緑の創出”とは、今ある緑資源を十分に活かし、住む人の個性が光る、緑のまちづくりを目指すことです。

私たちの目指す緑豊かなまちを実現するために、3つの方向から施策の展開を図ります。



施策の方向 : 公園を変える

市民の憩いの場やレクリエーションの場として機能してきた公園が、見直しの時期を迎えています。

居住者像の変化により利用度が低い公園、老朽化した施設等、市民のニーズと現状に不調和がみられます。

このような公園について市民による公園づくりや公園のリニューアル等、単なる公園としてでなく緑資源の一つとしてこれからの時代に合った公園づくりを進めます。

施策の展開

▼ 市民による公園づくりの推進

▽街区公園の新設やリニューアルに際しては市民参加を推進し、地区住民との懇談会、ワークショップ^{*26}等の手法により施設配置の検討を進めながら、地区住民のニーズに合った、地区に愛される公園づくりに努めます。

▽市民参加により整備された街区公園については、原則として公園内の清掃、除草等基本的な維持管理については地区住民の自主的な管理に委ねられるような体制づくりを進めます。

▽既設の街区公園については、自治会や住民組織による公園内の清掃、除草等軽微な維持管理について「公園美化協力活動」の推進を図ります。

▼ 身近な公園のリニューアル

▽身近な都市公園については、周辺の居住者像や利用者ニーズを地区住民の意向を踏まえ、これからも必要とされる公園となるよう、そのリニューアルを推進します。

▽比較的規模の大きい公園のリニューアルに際しては、都市の微気象の緩和に配慮すると共に、都市の自然性を向上し、生き物の生息環境を取り戻すため、水辺の創出や郷土の植物による緑化等を進め、公園のビオトープ化を検討します。

▼ 都市公園へのユニバーサルデザイン^{*27}の導入

▽都市公園の新設やリニューアルに際しては高齢者から子供、障害者を含め誰もが気軽に利用できる公園施設の実現を目指し、入り口へのスロープの設置や遊具や休養、便益施設等の使い勝手の向上などユニバーサルデザインを導入した公園づくりを推進します。

*26 ワークショップ : 様々な人々が参加し、各種の共同作業を通じて計画づくり等を進めていく手法。

*27 ユニバーサルデザイン : 障害の有無や年齢にかかわらず、全ての人が安全で利用しやすいよう製品、施設、空間等をデザインすること。

施策の方向 : 地域でつくる

現在、自分たちの生活する環境を緑豊かなまちにするため、個人によるガーデニングや生け垣緑化等の緑化活動が市内のあちらこちらで見られます。そのような活動を支援し、より充実した緑のまちとするためオープンガーデンの推進や市民花壇の創出等、様々な施策の展開を図ります。

施策の展開

▼ オープンガーデンの推進

▽思い思いに緑化された個人の庭を一般に公開する“オープンガーデン”を推進し、緑を通じた、人と人との交流や自然とのふれあいの場の創出を図ります。

▼ 市民花壇の創出

▽（財）八千代花と緑の基金緑化推進事業で実施されている“花いっぱい事業”等の制度を活用し、市民花壇の創出を推進します。

▽駅前や公共施設等で緑化スペースの確保できる場所について市民花壇の設置を検討し、地域色豊かな緑化を推進します。

▼ 遊休スペースの活用

▽公園や緑地の不足する地区について、遊休スペースを公園等の小規模なオープンスペースとして利用することを検討します。活用するにあたっては、その植栽方策や管理運営方法について市民と共に検討します。

▼ 地域ごとの特色ある緑化の推進

▽地形・土地利用・居住者像・歴史・風土等を考慮した地域ごとの個性あふれる緑化を推進します。

▽地域ごとに植栽する草花等を統一し、定期的な緑化を行う等、特色ある地域緑化を推進します。

▽樹木等の緑が少ない地域において緑の量的な不足を補うために、季節ごとに楽しめる草花や生け垣、ツル植物等による接道部緑化を推進します。

施策の方向 : 地域を結ぶ

各地域で市民により行われている個々の緑化活動組織をつなぐことにより、活動の充実や情報交換等により活性化させ、地域をより充実した緑豊かなものとすることを目指します。

施策の展開

▼ 緑に関する活動団体の登録制度の創設

- ▽自分たちの生活する環境をより良いものとするため、地域内の緑に関する活動を実践する自発的な活動団体を“活動登録団体”として登録し、必要な支援を行うことを検討します。
- ▽活動団体の登録については、自治会についても登録できるものとし、緑の地域づくりの推進母体として育成することを検討します。
- ▽活動団体登録制度の創設にあたってはアダプト制度との連携を視野に入れた、制度づくりを検討します。

▼ リーダーの育成

- ▽緑のまちづくりをより有効に、充実した内容とするため、活動登録団体のリーダーの育成について検討します。



5. グリーンネットワークの形成

【基本方針】

グリーンネットワーク
を形成します

【施策の方向】

□ 緑の拠点をつくる

□ 水でつなぐ

□ 道でつなぐ

緑はその規模や連続性を充実させることによりその真価が発揮されます。

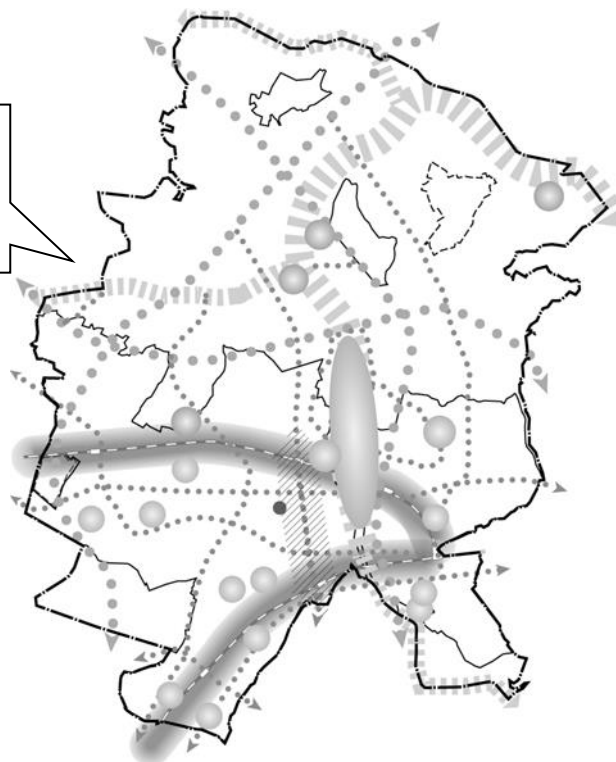
しかし、首都圏に位置する本市の緑は、市街化の進行等、様々な理由から分断され、規模も小さくなり緑の本来もつ力を最大限に発揮できない状況にあります。

そこで、分断されてしまった緑を様々な方法でネットワークさせ、私たちをとりまく環境の向上や多様な生き物の生息・生育環境の確保へとつなげます。

緑の能力を高めるグリーンネットワークを形成するために、3つの方向から施策の展開を図ります。

▼ 施策対象エリア

軸や拠点といった緑の要素を施策の対象とします。



施策の方向 : 緑の拠点をつくる

全市的な視点で緑をみたとき、その規模や質といった面で重要な緑としてあげられる緑地について、それらのもつ力を最大限発揮できるような保全・活用の施策展開を図ります。

また、本市において特に重要と考えられるエリアについては、緑化重点地区に指定し、積極的な緑化施策の展開により、市全体への波及効果をねらいます。

施策の展開

▼ 住区基幹公園の適正配置

▽土地区画整理事業等による面的整備に際しては、計画的な公園の配置を行います。

▼ 広域的な緑の拠点の形成

▽水や緑を活かした広域的なレクリエーション拠点として、県立八千代広域公園の整備を促進します。

▽様々な機能を有する運動公園である八千代総合運動公園を市民のスポーツ・レクリエーション活動の場として、施設の充実とその維持保全を図ります。

▽樹林を活かした総合公園である村上緑地公園について、園内の散策路や桜の広場等、市民が緑を楽しめる場として、施設の充実とその維持保全を図ります。

▼ 公園緑地の防災的機能の充実

▽八千代総合運動公園、村上緑地公園、県立八千代広域公園（事業中）については、災害発生時の広域避難地の機能を有する都市公園として有効に機能するよう、防災関連公園施設等、救援活動の拠点としての機能を重視した公園づくりを進めます。

▽市民の森、近隣公園等については、災害発生時の一次的避難場所の機能を有する都市公園として、その立地状況を勘案し、必要に応じて防災関連公園施設等の整備を検討します。

▽市街地や集落地に近接する斜面樹林については必要により都市緑地または地域制緑地等として確保し、土砂災害等の防止機能を有する緑地としてその保全に努めます。

▼公園の適切な維持管理

▽都市公園のうち市民による維持管理が困難な公園については、公園内の清掃、除草等の定期的な実施に努めます。

▽都市公園について、利用者の安全性の確保を目的とした遊具や便益・休養施設等の定期的な点検・整備に努めます。

▼ 緑化重点地区^{*28}の形成

- ▽文化のシンボル軸地区，八千代台周辺地区，勝田台・村上周辺地区，高津・緑ヶ丘周辺地区を緑化重点地区に位置づけます。
- ▽緑化重点地区に関連する各種整備事業の活用を積極的に推進します。
- ▽1,000 m²以上の敷地を有する施設について屋上緑化，敷地内緑化施設に関する支援策として緑化施設整備計画認定制度^{*29}の導入を検討します。

▼ 緑の情報発信拠点の形成

- ▽道の駅，少年自然の家については緑と人との交流の場，緑に関する情報提供の場として積極的な活用に努めます。
- ▽京成バラ園についてはバラをはじめとする園芸に接する場として，各種セミナー・イベントを通じたバラやガーデニングに関する情報発信の場として機能する民間施設として，連携の強化を図ります。

▼ 保全配慮地区^{*30}の保全推進

- ▽緑の骨格軸である新川周辺，桑納川周辺，神崎川周辺，勝田川周辺地区及び本市の自然緑地等の保全上重要な地区である森下谷津・高野川周辺地区，間谷（谷津）周辺地区を保全配慮地区に位置づけます。
- ▽保全配慮地区内については，河川，谷津，斜面樹林，田園環境，良好な緑の形成されている住宅地・集落地等緑を一体的に保全するため，緑の保全に関する諸制度を効果的に適用することにより，重点的な緑の保全に努めます。

施策の方向 : 水でつなぐ

緑の骨格軸を活かし，ネットワーク，シンボル性，生態系，環境改善といった観点から施策の展開を図ります。

施策の展開

▼ 水辺のネットワークの形成

- ▽緑の骨格軸として新川，桑納川，神崎川，勝田川及びその遊歩道・河川敷，河川合流点に整備予定の施設を含め，都市緑地等の施設緑地に位置づけその保全・整備を図ります。
- ▽新川のうち，市街地に近接する部分については県立八千代広域公園（事業中）として広域的な緑の拠点として活用を図ります。

* 28 緑化重点地区 : 都市緑地保全法に基づき緑の基本計画で定める「緑化の推進を重点的に図るべき地区」のこと。

* 29 緑化施設整備計画認定制度 : 緑化重点地区内の建築物の敷地内において，屋上・その他屋外の緑化施設に関する計画を市町村が認定し，支援を行う制度。

* 30 保全配慮地区 : 都市緑地保全法に基づき緑の基本計画で定める「緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のこと。

▽新川，桑納川，神崎川，勝田川について，水や水辺の生き物とふれあえる貴重な親水空間として永続的な保全を図ります。

▼ 新川植栽事業の推進

▽「新川千本桜植栽事業」について，新川におけるシンボルの事業として桜の管理育成に努めます。

▼ ビオトープネットワークの形成

▽谷津から連続して形成される水辺については，生物の生息空間であるため，生態回廊(エコロジカルコリドー)として機能するよう，その保全に努めると共に，多自然型川づくりの推進に努めます。

▽谷津とその周辺の樹林地，斜面樹林については種の供給源として機能する中核的なビオトープとしてその保全に努めます。また水辺の生態回廊によりそのネットワーク化を図ります。

▽都市公園や市民の森，都市緑地，生産緑地地区等については都市の中におけるビオトープの拠点地区として身近な生き物の生息空間となることから，街路樹や民有地の植栽を利用し点在するそれらの緑をつなぎます。

▽市北部に広がる水田地帯や果樹園などの農地についてはビオトープネットワークの緩衝地区として，また，休耕地等については創出型ビオトープ^{*31}づくりによる拠点地区の形成に努めます。

▼ 風の道の創出

▽新川をはじめとする主要河川については風の道として市街地に新鮮な空気を供給する重要な緑地として保全を図ります。

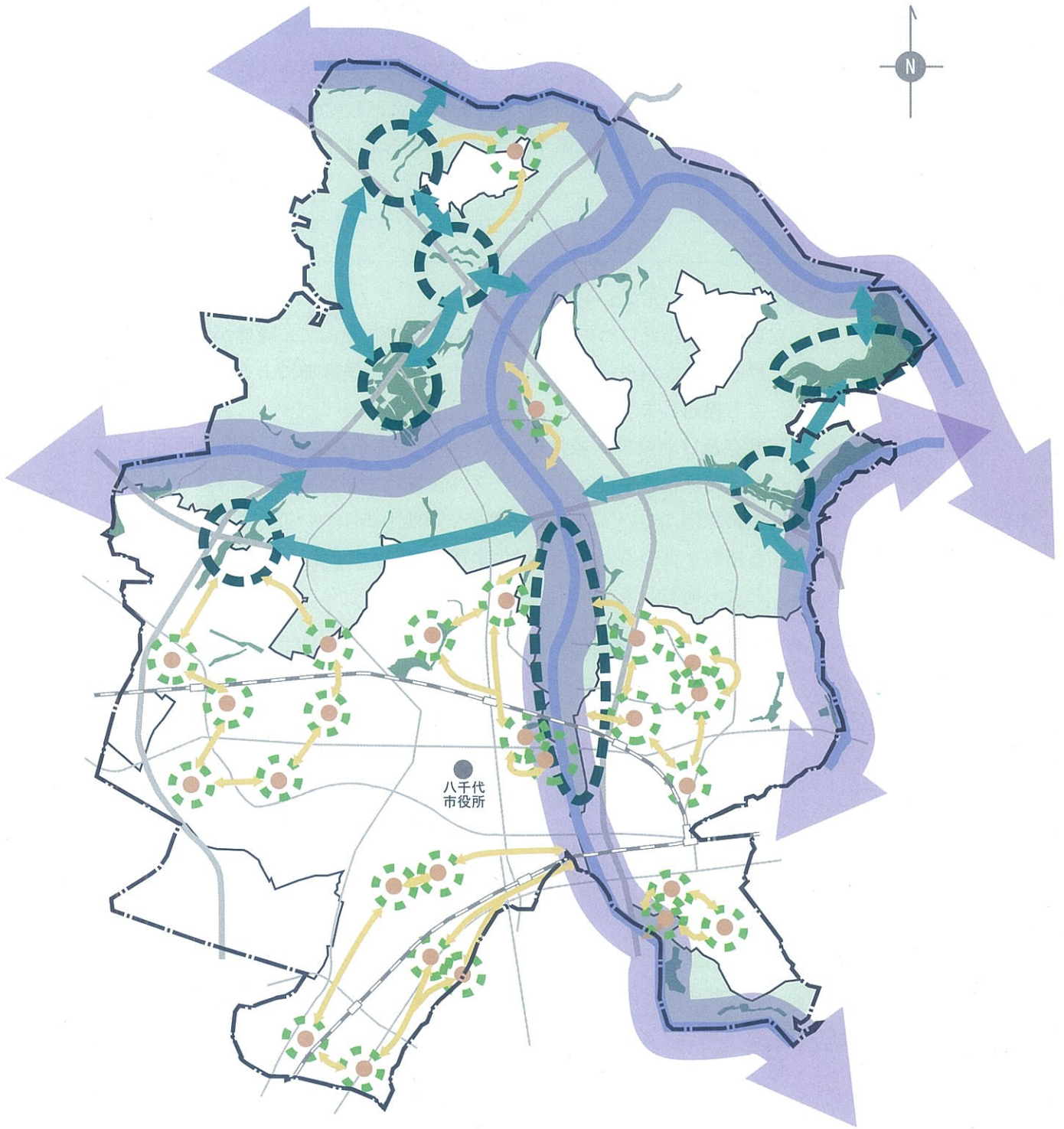
▽市街地内への風の道として機能するよう，適切に緑化された歩行者専用道路を確保すると共に，道路緑化を推進します。

▽公共用地，民有地への緑化を推進するとともに，屋上緑化や道路緑化などアスファルト，コンクリートなど人工構造物を可能な限り植物で覆うよう積極的な緑化を推進し，ヒートアイランド現象の低減を図ります。

*31 創出型ビオトープ：人工的に多くの生物が生息できる環境を整備し創っていくこと。

ビオトープネットワーク図

～八千代市緑の基本計画～



凡 例

- | | | |
|--------------|--------------|------------------------------|
| 河川による回廊 | 中核的な緑拠点(谷津等) | 施設緑地
(近隣公園以上の都市公園及び市民の森等) |
| 中核的な緑拠点を結ぶ回廊 | 小規模な緑拠点 | 地域制緑地(斜面樹林等) |
| 小規模な緑拠点を結ぶ回廊 | 都市的影響を和らげる地区 | 市街化区域 |

施策の方向 : 道でつなぐ

市内をつなぐ各道路について、まちなみや緑の生育状態にあった緑化を推進するための施策の展開を図り、ネットワークとしての機能の向上に努めます。また、緑の拠点を結ぶ歩行者系ネットワークを形成するため、歩行者空間の確保に努めます。

施策の展開

▼ 道路緑化の推進とリニューアル

▽広域幹線道路については市外からの玄関口として、緑豊かな八千代市を印象づけるような沿道緑化を推進します。また市民参加による緑化活動の展開についても検討します。

▽既存及び新設の広域幹線道路について本市における骨格的路線であることから道路緑化の推進とリニューアルを国及び県に要請します。

▽道路緑化については樹種の選定や管理手法について、市民の意見を反映しながら検討を進めると共に、緑化余地の少ない道路については草花により緑化することも検討します。

▼ 歩行者系ネットワークの形成（創出とリニューアル）

▽歩行者専用道路や緑道等の歩行者が安心して移動でき、良好に植栽された道路の整備を推進します。

▽まちの緑軸として位置づけられている道路を中心に、幹線道路の歩道の整備を推進し、歩行者が安心して移動できる歩行者空間の確保に努めます。

▽公園と幹線道路を結ぶ生活道路については、自動車と歩行者の共存する道路となるようその整備を検討します。

▼道路整備の際のミティゲーションの実施

▽幹線道路等の整備に当たってはミティゲーションを実施し、特に市街化調整区域区間における谷津等の自然環境の保全に配慮した道路整備に努めます。



第6章 地域の視点からみた緑の施策方針

本市を構成する以下の7地域について，“地域の緑づくりテーマ”，“地域別重点施策”を展開し，地域の特性を活かした，個性あふれる緑のまちづくりを進めます。



1. 八千代台地域

(1) 地域の緑づくりのテーマ

みんなで“創る” “育てる” “守る”，暮らしの中の緑

本地域を構成する重要な要素として，“駅前商店街” “住宅地” “市民の森” といった要素があげられます。この3つの要素を中心に，地域の実情にあった緑のまちづくりを進めることが，本地域を緑豊かなまちへと導きます。

そこで地区住民の手により，緑の不足しがちな駅前商店街に緑を“創り”，住宅地のあちらこちらでみられる緑を“育て”，都市の中の貴重な樹林である市民の森等の緑を“守る”ことを目指します。

(2) 地域別重点施策

- ▼ 八千代台駅前及び商店街の緑化推進
- ▼ 住宅緑化の推進
- ▼ 市民の森等の保全

(3) 地域別施策

緑の種別		施策	全 市 的 な 施 策 と の 対 応	全 市 的 な 施 策 と の 対 応 ： 地 域 別 施 策 と 全 市 的 施 策 の 体 系 参 照 (P29)
公園	街区公園(街)	“公園を変える” 施策の推進	41～43	
	近隣公園(近)	公園の適切な管理方法の検討と防災的機能の充実	52, 53	
都市 緑化	緑化重点地区	八千代台駅前及び商店街の緑化推進 (八千代台周辺緑化重点地区内の積極的な緑づくりの推進)	54	
	低層住宅地	住宅緑化の推進 (接道部緑化，地域でつくる施策等)	15, 17, 44～47	
	中高層集合住宅地	住宅緑化の推進 (ベランダ緑化，屋上緑化等)	17, 27	
	商業地	八千代台駅前及び商店街緑化の推進	18	
	文化・行政施設等	公共施設のバラ等による緑化の推進	15, 16	
	学校(文教施設)	学校の緑化推進とオープンスペースとしての活用	10, 15, 24, 52	
	地域のシンボルストリート	地域のシンボルストリートへの地域の特色を踏まえた緑化リニューアルの推進	61, 62	
	都市幹線道路	まちの緑軸の積極的緑化と歩行者空間の確保	61, 62	
地区幹線道路	地区内道路の緑化推進	61, 62		
主要歩行者ルート	歩行者ルートの確保	61, 62		
自然 緑地	市民の森等	市民の森等の保全	20	
	環境保全林， 斜面樹林等	都市内自然緑地の保全	21	
	生産緑地地区	生産緑地地区を土とのふれあいの場として保全・活用	23	

 は地域別重点施策

八千代台地域施策方針図

～八千代市緑の基本計画～



凡 例

- | | | |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> --- 地域界 — 市街化区域 — 鉄道・駅 — 都市幹線道路 — 地区幹線道路 ●●●● 主要歩行者ルート ■ 商業地 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 中高層集合住宅地 ■ 低層住宅地 ■ 集落地 ■ 文教施設 ● 文化・行政施設等 ■ 公園・緑地 ■ 環境保全林 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 生産緑地地区 ● 特徴的な緑 ■ 地域のシンボリストリート ■ 緑化重点地区 街 街区公園 緑 都市緑地 |
|--|--|---|

2. 勝田台地域

(1) 地域の緑づくりのテーマ

二つの緑が光る，二つの“かつた”

本地域は，自然的要素が残る“勝田”と都市的要素の広がる“勝田台”の二つの“かつた”で構成されます。その二つの“かつた”の緑を活かし，自然とまちが調和した，緑が光る勝田台地域を目指します。

(2) 地域別重点施策

- ▼ 勝田台駅前及び商店街の緑化推進
- ▼ 田園景観と調和した住宅緑化の推進
- ▼ 勝田川周辺の田園環境の保全

(3) 地域別施策

緑の種別		施策	全市的な施策との対応	全市的な施策との対応： 地域別施策と全市的な施策の対応関係を数字で示しています（P29 施策の体系参照）
公園	街区公園(街)	“公園を変える”施策の推進	41～43	
	近隣公園(近)	公園の適切な管理方法の検討と防災的機能の充実	52, 53	
	都市緑地(緑)	適切なりニューアルの推進	42	
都市緑化	緑化重点地区	勝田台駅前及び商店街の緑化推進 (勝田台・村上周辺緑化重点地区内の積極的な緑づくりの推進)	54	
	低層住宅地	田園景観と調和した住宅緑化の推進	15, 17, 44～47	
	中高層集合住宅地	田園景観と調和した住宅緑化の推進	17, 27	
	幹線道路沿道地区	沿道緑化の推進	17	
	商店街	勝田台駅前及び商店街の緑化推進	18	
	集落地	“郷土の緑を伝える”施策の推進 “地域でつくる”施策の推進	39～40 44～47	
	文化・行政施設等	公共施設のバラ等による緑化の推進	15, 16	
	学校(文教施設)	学校の緑化推進とオープンスペースとしての活用	10, 15, 24, 52	
	地域のシンボルストリート	地域のシンボルストリートへの地域の特色を踏まえた緑化リニューアルの推進	61, 62	
	広域幹線道路	広域幹線道路軸の沿道緑化の推進	61	
	都市幹線道路	まちの緑軸の積極的緑化と歩行者空間の確保	61, 62	
	地区幹線道路	道路緑化のリニューアルの推進	61, 62	
	自然散策路	歩行者ルートの確保	62	
自然緑地	保全配慮地区	勝田川周辺の田園環境の保全 (勝田川周辺保全配慮地区内の積極的な保全の推進)	56	
	河川	勝田川周辺の田園環境の保全	57, 59, 60	
	斜面樹林等, 特徴的な緑	都市内自然緑地の保全	21	
	市民の森等	市民の森等の保全と再生	20	
	生産緑地地区	生産緑地地区を土とのふれあいの場として保全・活用	23	
	社そう林	良好な社そう林の保全策の検討	40	

は地域別重点施策

勝田台地域施策方針図

～八千代市緑の基本計画～



凡 例

- | | | | |
|---------------|------------|------------|----------------|
| --- 地域界 | 自然散策路 | ■ 農振農用区域等 | ■ 地域のシンボリストリート |
| — 市街化区域 | ■ 商業地 | ● 文化・行政施設等 | ■ 緑化重点地区 |
| — 鉄道・駅 | ■ 幹線道路沿道地区 | ■ 公園・緑地 | ■ 保全配慮地区 |
| — 広域幹線道路 | ■ 中高層集合住宅地 | ■ 斜面樹林等 | 街 街区公園 |
| — 都市幹線道路 | ■ 低層住宅地 | ■ 河川 | 緑 都市緑地 |
| — 地区幹線道路 | ■ 集落地 | ● 社そう林 | |
| ●●●● 主要歩行者ルート | ■ 文教施設 | ● 特徴的な緑 | |

3. 高津・緑が丘地域

(1) 地域の緑づくりのテーマ

新しい緑と今ある緑が調和するまち

本地域では今も残る貴重な自然の緑を守ることと開発の進む地域で新たな緑を創ることが最も重要です。そして、その二つの緑が調和するまちづくりを目指します。

(2) 地域別重点施策

- ▼ 京成バラ園と連動した地域全体の緑化推進
- ▼ マンション等の中高層集合住宅地における緑化推進
- ▼ 石神池の保全

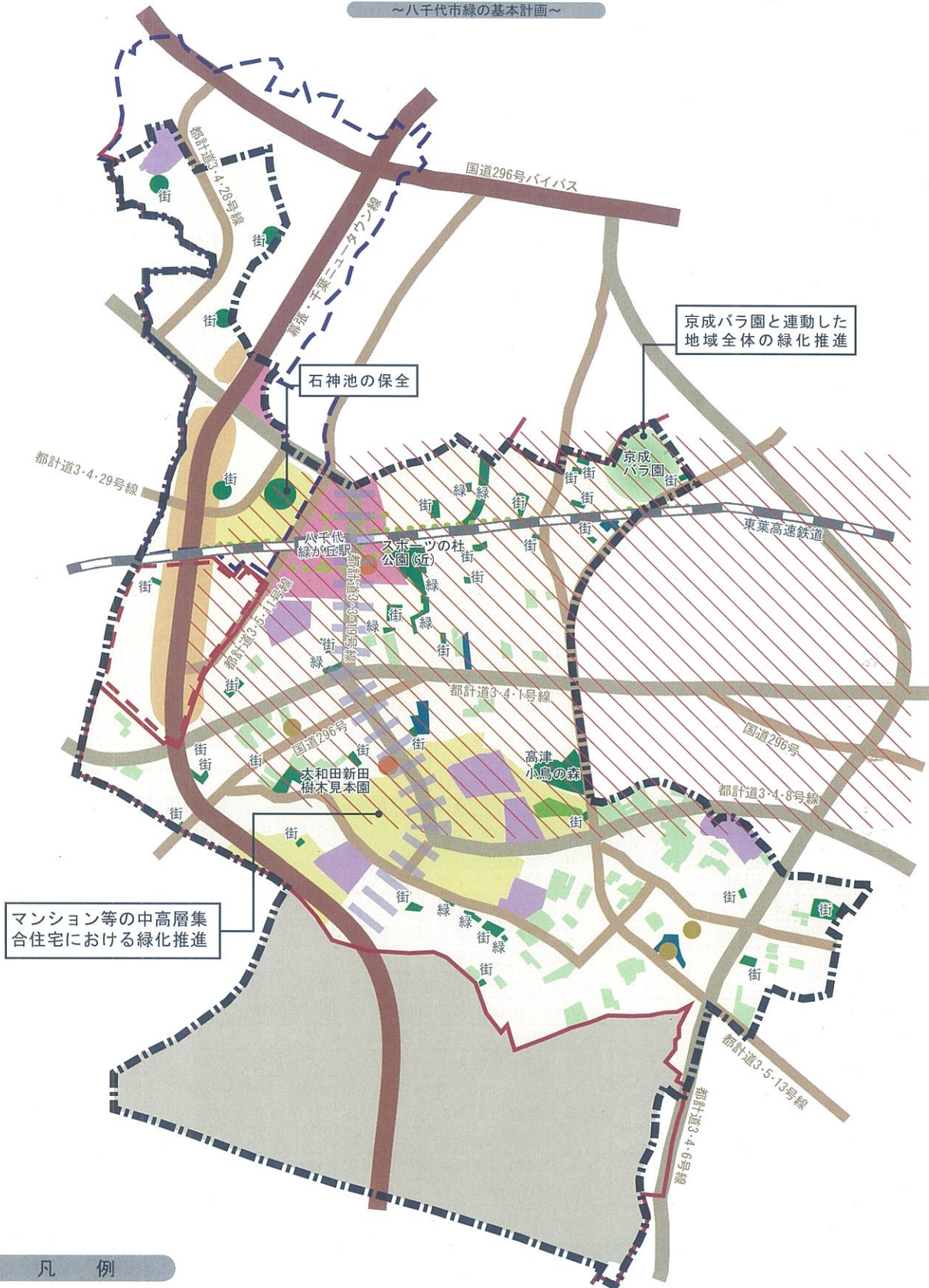
(3) 地域別施策

緑の種別		施策	全市的な施策との対応	全市的な施策との対応： 地域別施策と全市的な施策の対応関係を数字で示しています（P29 施策の体系参照）
公園	街区公園(街)	“公園を変える施策”の推進	41～43	
	街区公園(新設)	住区基幹公園の適正配置, “公園を変える” 施策の推進	41～43, 50	
	近隣公園(近)	公園の適切な管理方法の検討と防災的機能の充実	52, 53	
	都市緑地(緑)	適切なりニューアルの推進	42	
施設緑地 その他	京成バラ園(地域の緑拠点)	京成バラ園と連動した地域全体の緑化推進, 緑の情報発信拠点としての活用	55	
	陸上自衛隊習志野演習場	大規模災害発生時に活用	52	
都市緑化	緑化重点地区	京成バラ園と連動した地域全体の緑化推進(高津・緑が丘周辺緑化重点地区内の積極的緑づくりの推進)	54	
	区画整理事業地区	開発の際のミティゲーションの実施	29	
	低層住宅地	バラ等による接道部緑化, “地域でつくる” 施策の推進	15, 17, 44～47	
	中高層集合住宅地	マンション等の中高層集合住宅地における緑化推進	17, 27	
	幹線道路沿道地区	沿道緑化の推進	17	
	商業地	商業空間の緑化推進	18	
	学校(文教施設)	学校の緑化推進とオープンスペースとしての活用	10, 15, 24, 52	
	地域のシンボルストリート	地域のシンボルストリートへの地域の特色を踏まえた緑化リニューアルの推進	61, 62	
	広域幹線道路	広域幹線道路軸の沿道緑化の推進	61	
	都市幹線道路	まちの緑軸の積極的緑化と歩行者空間の確保	61, 62	
	地区幹線道路	道路緑化の推進	61, 62	
主要歩行者ルート	歩行者ルートの確保	62		
自然緑地	石神池	石神池の保全	24	
	環境保全林, 斜面樹林等	都市内自然緑地の保全	21	
	市民の森等	市民の森等の保全と再生	20	
	生産緑地地区	生産緑地地区を土とのふれあいの場として保全・活用	23	
	社そう林	良好な社そう林の保全策の検討	40	

は地域別重点施策

高津・緑が丘地域施策方針図

～八千代市緑の基本計画～



凡 例

- | | | | |
|----------|---------------|------------|----------------|
| --- 地域界 | ●●●● 主要歩行者ルート | ● 文化・行政施設等 | --- 区画整理事業地区 |
| — 市街化区域 | ■ 商業地 | ■ 生産緑地地区 | ■ 地域のシンボルストリート |
| — 鉄道・駅 | ■ 幹線道路沿道地区 | ■ 公園・緑地 | ■ 緑化重点地区 |
| — 広域幹線道路 | ■ 中高層集合住宅地 | ■ 斜面樹林等 | ● 特徴的な緑 |
| — 都市幹線道路 | ■ 低層住宅地 | ■ 環境保全林 | ● 街 |
| — 地区幹線道路 | ■ 文教施設 | ● 社そう林 | ● 街区公園 |
| | | | ● 都市緑地 |

4. 大和田地域

(1) 地域の緑づくりのテーマ

みんなが集う、緑豊かなまち

本地域は、市役所や市民会館等の公共施設が集まる、市の中心的な役割を果たす地域です。また、地域東部に流れる新川沿いには県立八千代広域公園が計画されており、近隣市町村からの利用が予測できることから、市外から来る人への市の印象を決定づける重要な地域でもあります。そこで、市の中心地区としてのシンボリックな緑化を進め、集まる人が安らぎ憩う、緑豊かなまちを目指します。

(2) 地域別重点施策

- ▼ 文化のシンボル軸への緑化推進
- ▼ 斜面樹林の保全

(3) 地域別施策

緑の種別	施策	全 市 的 な 施 策 と の 対 応	全 市 的 な 施 策 と の 対 応 ： 地 域 別 施 策 と 全 市 的 施 策 の 対 応 関 係 を 数 字 で 示 し て い ま す (P 2 9 施 策 の 体 系 参 照)	
公園	街区公園(街)	“公園を変える施策”の推進		41～43
	街区公園(新設)	住区基幹公園の適正配置, “公園を変える” 施策の推進		41～43, 50
	近隣公園(近)	公園の適切な管理方法の検討と防災的機能の充実		52, 53
	地区公園(地)	公園の適切な管理方法の検討と防災的機能の充実		52, 53
	運動公園(運)	公園の適切な管理方法の検討と防災的機能の充実		52, 53
	県立八千代広域公園(事業中)	広域的な緑の拠点の形成促進		51
	都市緑地(緑)	適切な管理方法の検討		53
都市緑化	緑化重点地区	文化のシンボル軸への緑化推進 (文化のシンボル軸緑化重点地区, 高津・緑が丘周辺緑化重点地区内の積極的緑づくりの推進)		54
	区画整理事業地区	開発の際のミティゲーションの実施		29
	低層住宅地	バラ等による接道部緑化, “地域でつくる” 施策の推進		15, 17, 44～47
	中高層集合住宅地	ベランダ緑化, 屋上緑化等の推進		17, 27
	商業地	商業空間の緑化推進		18
		成田街道の歴史性に配慮した沿道緑化の推進		18, 39, 40
	工業団地等	良好な工場緑化の維持保全の推進, 工場緑化の推進		19
	文化・行政施設等	公共施設のバラ等による緑化の推進		15, 16
	学校(文教施設)	学校の緑化推進とオープンスペースとしての活用		10, 15, 24, 52
	地域のシンボルストリート	地域のシンボルストリートへの地域の特色を踏まえた緑化推進と必要に応じた緑化リニューアルの検討		61, 62
	広域幹線道路	広域幹線道路軸の沿道緑化の推進		61
	都市幹線道路	まちの緑軸の積極的緑化と歩行者空間の確保		61, 62
	地区幹線道路	道路緑化の推進	61, 62	
主要歩行者ルート, 遊歩道	歩行者ルートの確保, 植栽の適切な維持管理方策の検討	62		
自然緑地	斜面樹林等	斜面樹林の保全	21	
	環境保全林	都市内自然緑地の保全	21	
	河川	新川への“水でつなぐ” 施策の推進	57～60	
	保全配慮地区	新川周辺保全配慮地区内の積極的な保全の推進	56, 57, 59, 60	
	市民の森等	市民の森等の保全と再生	20	
	生産緑地地区	生産緑地地区を土とのふれあいの場として保全・活用	23	
	農振農用地域等	農地の保全	31	
社そう林	良好な社そう林の保全策の検討	40		

■ は地域別重点施策

大和田地域施策方針図

～八千代市緑の基本計画～



凡 例

- | | | | |
|---------------|-----------------|-------------------|-----------|
| --- 地域界 | ■ 幹線道路沿道地区 | ■ 公園・緑地 | ● 社そう林 |
| — 市街化区域 | ■ 中高層集合住宅地 | ■ 斜面樹林等 | ■ 緑化重点地区 |
| — 鉄道・駅 | ■ 低層住宅地 | ■ 環境保全林 | ■ 地域の重要な緑 |
| — 広域幹線道路 | ■ 工業団地等 | ■ 河川 | 街 街区公園 |
| — 都市幹線道路 | ■ 文教施設 | ■ 遊歩道 (歩行者自転車専用道) | 緑 都市緑地 |
| — 地区幹線道路 | ● 文化・行政施設等 | --- 区画整理事業地区 | |
| ●●●● 主要歩行者ルート | ■ 農振農用区域等(水田地帯) | ■ 地域のシンボリストリート | |
| ■ 商業地 | ■ 生産緑地地区 | | |

5. 村上地域

(1) 地域の緑づくりのテーマ

郷土の緑と新しい緑が揺れるまち

集落地の緑や優れた田園景観の広がる本地域では、新しく生まれかわりつつある村上駅周辺地区を中心とした緑の創出や梨園等の地域の特色ある緑を保全し、郷土の緑と新しい緑が揺れるまちづくりを目指します。

(2) 地域別重点施策

- ▼ 村上駅周辺の緑化推進
- ▼ 田園景観の保全
- ▼ 住宅地と工業団地の調和した緑のまちづくりの推進

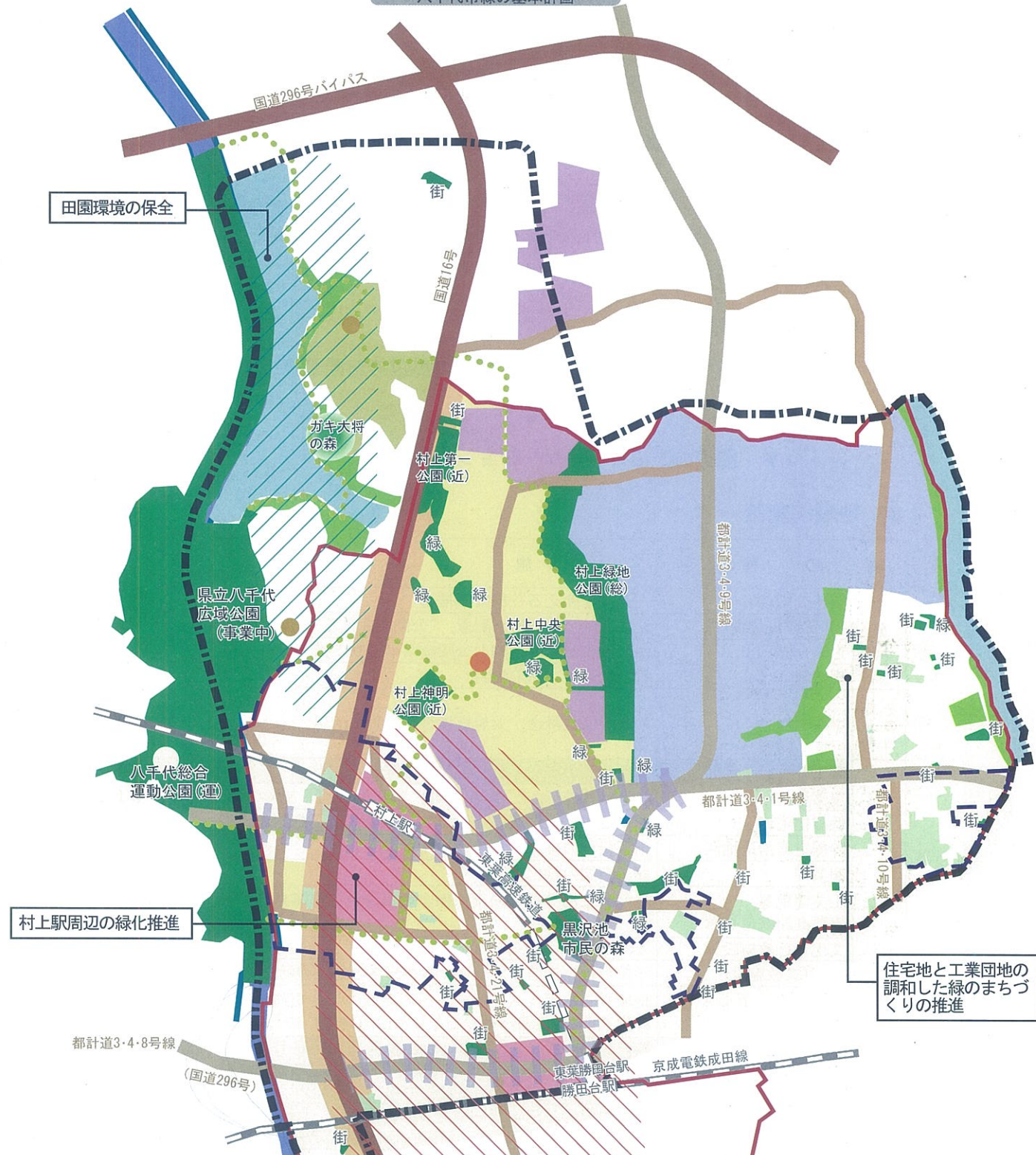
(3) 地域別施策

緑の種別	施策	全市的な施策との対応	全市的な施策との対応… 地域別施策と全市的施策の対応関係を数字で示しています（P29 施策の体系参照）	
公園	街区公園(街)	“公園を変える” 施策の推進		41～43
	街区公園(新設)	住区基幹公園の適正配置, “公園を変える” 施策の推進		41～43, 50
	近隣公園(近)	公園の適切な管理方法の検討と防災的機能の充実		52, 53
	総合公園(総)	公園の適切な管理方法の検討と防災的機能の充実		52, 53
	県立八千代広域公園(事業中)	広域的な緑の拠点の形成促進		51
	都市緑地(緑), ガキ大将の森	適切な管理方法の検討		53
都市緑化	緑化重点地区	村上駅周辺の緑化推進(勝田台・村上周辺緑化重点地区内の積極的緑づくりの推進)		54
	区画整理事業地区	開発の際のミティゲーションの実施		29
	低層住宅地	住宅地と工業団地の調和した緑のまちづくりの推進		15, 17, 44～47
	中高層集合住宅地	住宅地と工業団地の調和した緑のまちづくりの推進		17, 27
	幹線道路沿道地区	沿道緑化の推進		17
	商業地	商業空間の緑化推進		18
	工業団地等	住宅地と工業団地の調和した緑のまちづくりの推進		19
	集落地	“郷土の緑を伝える” 施策の推進, “地域でつくる” 施策の推進		39～40 44～47
	文化・行政施設等	公共施設のバラ等による緑化の推進		15, 16
	学校(文教施設)	学校の緑化推進とオープンスペースとしての活用		10, 15, 24, 52
	地域のシンボルストリート	地域のシンボルストリートへの地域の特色を踏まえた緑化推進		61, 62
	広域幹線道路	広域幹線道路軸の沿道緑化の推進		61
	都市幹線道路	まちの緑軸の積極的緑化と歩行者空間の確保		61, 62
	地区幹線道路	道路緑化の推進	61, 62	
主要歩行者ルート, 遊歩道	公園散策ネットワークの形成推進	62		
自然緑地	保全配慮地区, 河川	田園景観の保全(新川周辺保全配慮地区内の積極的な保全の推進)	56, 57, 59, 60	
	環境保全林, 斜面樹林等	都市内自然緑地の保全	21	
	市民の森等	市民の森等の保全と再	20	
	生産緑地地区	生産緑地地区を土とのふれあいの場として保全・活用	23	
	農振農用地区域等	農地の保全	31	
	社そう林	良好な社そう林の保全策の検討	40	

■ は地域別重点施策

村上地域施策方針図

～八千代市緑の基本計画～



凡 例

--- 地域界	幹線道路沿道地区	生産緑地地区	● 社そう林
— 市街化区域	中高層集合住宅地	公園・緑地	● 特徴的な緑
— 鉄道・駅	低層住宅地	斜面樹林等	/// 緑化重点地区
— 広域幹線道路	集落地	環境保全林	/// 保全配慮地区
— 都市幹線道路	工業団地等	— 河川	街 街区公園
— 地区幹線道路	文教施設	— 遊歩道 (歩行者自転車専用道)	緑 都市緑地
●●● 主要歩行者ルート	● 文化・行政施設等	--- 区画整理事業地区	
■ 商業地	農振農用地区域等 (水田地帯)	地域のシンボルストリート	

6. 睦地域

(1) 地域の緑づくりのテーマ

水辺が輝く、自然いっぱいのまち

本市の北西部に位置する睦地域は、新川、桑納川・花輪川、神崎川等の河川が流れる地域です。これらの河川を中心に広がる田園景観を最大限に保全し、郷土の緑が輝く自然いっぱいのまちづくりを目指します。

(2) 地域別重点施策

- ▼ 新川、桑納川・花輪川、神崎川周辺の田園景観の保全
- ▼ 谷津・斜面樹林の保全
- ▼ 開発の際のミティゲーションの推進

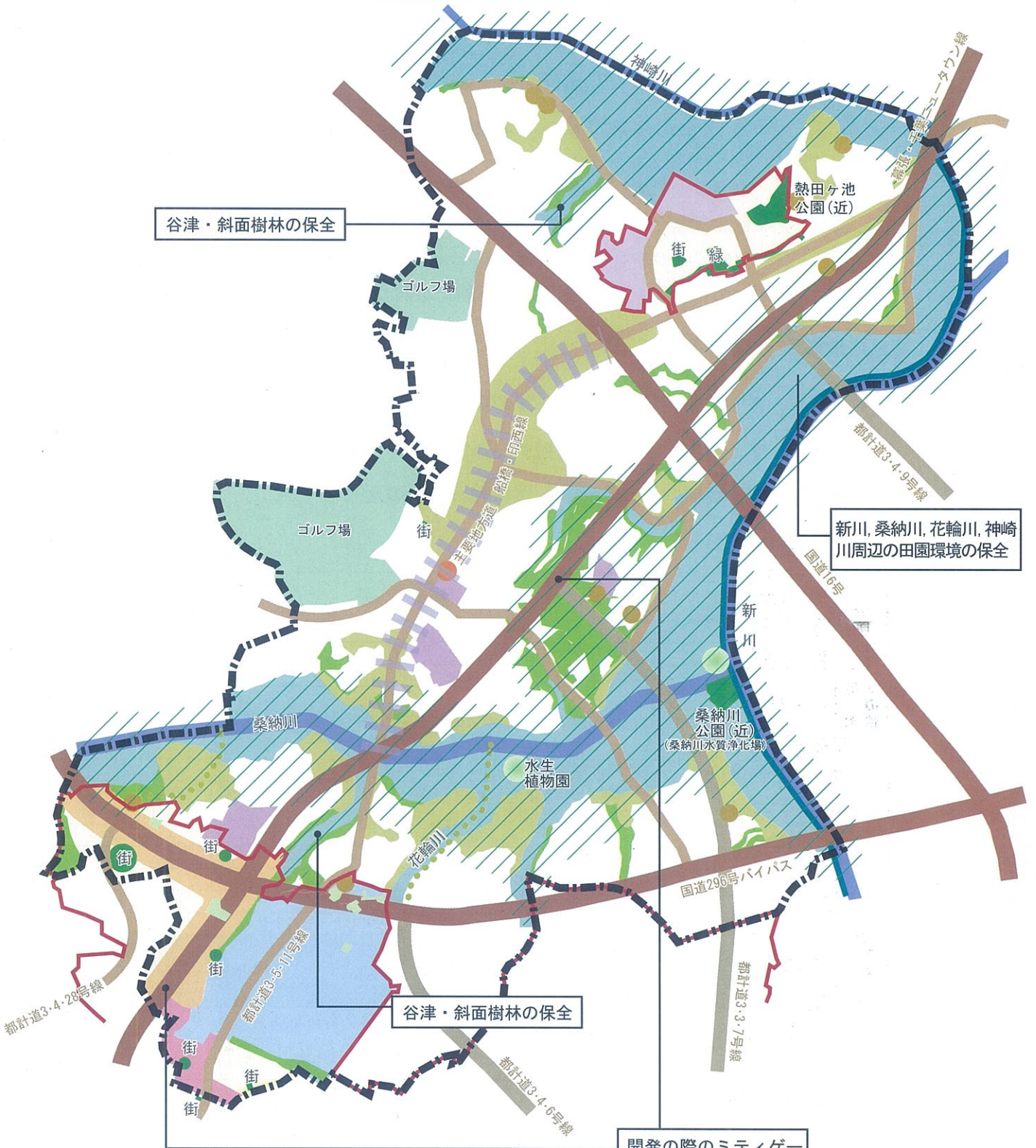
(3) 地域別施策

緑の種別		施策	全 市 的 な 施 策 と の 対 応	全 市 的 な 施 策 と の 対 応 : 地 域 別 施 策 と 全 市 的 施 策 の 対 応 関 係 を 数 字 で 示 し て い ま す (P29 施 策 の 体 系 参 照)
公園	街区公園(街)	“公園を変える” 施策の推進	41~43	
	街区公園(新設)	住区基幹公園の適正配置, “公園を変える” 施策の推進	41~43, 50	
	近隣公園(近)	水を重視した特徴的な公園施設づくりの推進	25, 42	
	都市緑地(緑)	適切な管理方法の検討	53	
その他	ゴルフ場	松林の保全推進, 大規模災害発生時に活用	32, 52	
都市緑化	区画整理事業地区	開発の際のミティゲーションの推進	29	
	集落地	“郷土の緑を伝える” 施策の推進, “地域でつくる” 施策の推進	39~40, 44~47	
	低層住宅地	バラ等による接道部緑化, “地域でつくる” 施策の推進	15, 17, 44~47	
	幹線道路沿道地区	沿道緑化の推進	17	
	商業地	商業空間の緑化推進	18	
	工業団地等, 東葉高速鉄道車庫	良好な工場等緑化の維持保全の推進, 工場等緑化の推進	19	
	文化・行政施設等	公共施設のバラ等による緑化の推進	15, 16	
	学校(文教施設)	学校の緑化推進とオープンスペースとしての活用	10, 15, 24, 52	
	地域のシンボルストリート	地域のシンボルストリートへの地域の特色を踏まえた緑化推進(集落地内を中心とした沿道緑化)	61, 62	
	広域幹線道路	開発の際のミティゲーションの推進 (国道296号バイパス・幕張・千葉ニュータウン線)。市街化調整区域区間における花等による沿道緑化の検討	61, 63	
	都市幹線道路	開発の際のミティゲーションの推進 (都市計画道路3・3・7号線)。まちの緑軸の積極的緑化と歩行者空間の確保	61~63	
	地区幹線道路	歩行者空間の確保	62	
主要歩行者ルート, 遊歩道	歩行者ルートの確保	62		
自然緑地	保全配慮地区, 地域の緑拠点	新川, 桑納川・花輪川, 神崎川周辺の田園景観の保全 (新川周辺保全配慮地区, 桑納川周辺保全配慮, 神崎川周辺保全配慮地区内の積極的な保全の推進)	56, 57, 59, 60	
	斜面樹林等	谷津・斜面樹林の保全	30, 32	
	農振農用地区域等	農地の保全	31	
	社そう林	良好な社そう林の保全策の検討	40	

 は地域別重点施策

睦地域施策方針図

～八千代市緑の基本計画～



凡 例

- | | | | |
|---------------|------------|------------------|----------------|
| --- 地域界 | ■ 幹線道路沿道地区 | ■ 農振農用地区域等(水田地帯) | ■ 地域のシンボルストリート |
| — 市街化区域 | ■ 中高層集合住宅地 | ■ 生産緑地地区 | ● 社そう林 |
| — 広域幹線道路 | ■ 低層住宅地 | ■ 公園・緑地 | ● 特徴的な緑 |
| — 都市幹線道路 | ■ 集落地 | ■ 斜面樹林等 | ■ 保全配慮地区 |
| — 地区幹線道路 | ■ 工業団地等 | ■ 河川 | ■ 街 |
| ●●●● 主要歩行者ルート | ■ 文教施設 | ■ ゴルフ場 | ■ 街区公園 |
| ■ 商業地 | ● 文化・行政施設等 | ■ 遊歩道(歩行者自転車専用) | ■ 都市緑地 |

7. 阿蘇地域

(1) 地域の緑づくりのテーマ

ホテルが飛びかい、谷津田が潤う心のふるさと

本市の中で最も自然度の高い地域である阿蘇地域は、谷津をはじめとする豊かな自然環境を残す八千代市民の心のふるさととも言える地域です。

その“心のふるさと”を後世に伝えるため、新川沿いの田園景観及び谷津の保全を図り、“ホテルが飛びかい谷津田が潤う”緑豊かなまちづくりを目指します。

(2) 地域別重点施策

- ▼ ^{まやつ} 間谷(谷津)、森下谷津の保全
- ▼ 新川沿いの田園景観の一体的保全
- ▼ 地域コミュニティ・環境教育施設の活用

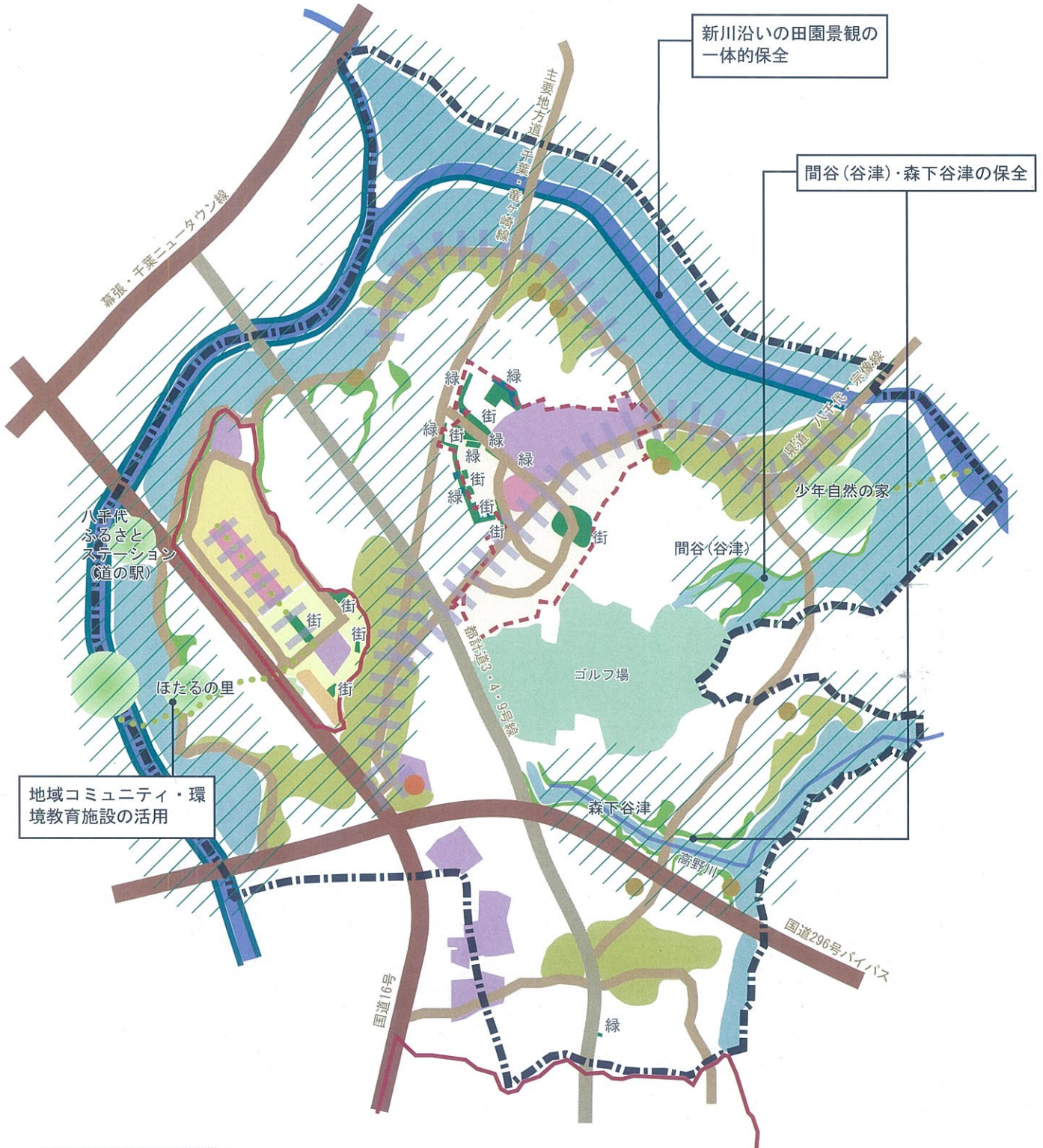
(3) 地域別施策

緑の種別		施策	全 市 的 な 施 策 と の 対 応	全 市 的 な 施 策 と の 対 応 : 地 域 別 施 策 と 全 市 的 施 策 の 対 応 関 係 を 数 字 で 示 し て い ま す (P29 施 策 の 体 系 参 照)
公園	街区公園(街)	“公園を変える”施策の推進	41~43	
	街区公園(新設)	住区基幹公園の適正配置, “公園を変える”施策の推進	41~43, 50	
	都市緑地(緑)	適切な管理方法の検討	53	
その他	ゴルフ場	松林の保全推進, 大規模災害発生時に活用	32, 52	
都市緑化	区画整理事業地区	開発の際のミティゲーションの実施	29	
	集落地	“郷土の緑を伝える”施策の推進, “地域でつくる”施策の推進	39~40, 44~47	
	低層住宅地	バラ等による接道部緑化, “地域でつくる”施策の推進	15, 17, 44~47	
	中高層集合住宅地	ベランダ緑化, 屋上緑化等の推進	17, 27	
	幹線道路沿道地区	沿道緑化の推進	17	
	商業地	商業空間の緑化推進	18	
	文化・行政施設等	公共施設のバラ等による緑化の推進	15, 16	
	学校(文教施設)	学校の緑化推進とオープンスペースとしての活用	10, 15, 24, 52	
	地域の緑拠点	地域コミュニティ・環境教育施設の活用 (八千代ふるさとステーション, ほたるの里, 少年自然の家からの緑の情報発信, 機能充実)	4, 5, 37, 55	
	地域のシンボリストリート	地域のシンボリストリートへの地域の特色を踏まえた緑化推進(集落地内, 市街地のメインストリートの沿道緑化)	61, 62	
	広域幹線道路	国道 296 バイパス整備の際の適切なミティゲーションの実施, 調整区域区間における花等による沿道緑化の検討	61, 63	
	都市幹線道路	都計道 3・4・9 号線整備の際の適切なミティゲーションの実施と歩行者空間の確保	61~63	
地区幹線道路	歩行者空間の確保	62		
散策の小径, 遊歩道	歩行者ルートの確保, 案内表示等の充実	62		
自然緑地	保全配慮地区	森下谷津, 間谷(谷津)の保全, 新川沿いの田園景観の一体的な保全 (森下谷津・高野川周辺保全配慮地区, 間谷(谷津)周辺保全配慮地区, 新川周辺保全配慮地区内の積極的な保全の推進)	56, 57, 59, 60	
	斜面樹林等	森下谷津, 間谷(谷津)の保全	30, 32	
	農振農用地区域等	農地の保全	31	
	社そう林	良好な社そう林の保全策の検討	40	

 は地域別重点施策

阿蘇地域施策方針図

～八千代市緑の基本計画～



凡 例

--- 地域界	幹線道路沿道地区	農振農用地区域等(水田地帯)	地域のシンボルストリート
市街化区域	中高層集合住宅地	生産緑地地区	社そう林
広域幹線道路	低層住宅地	公園・緑地	特徴的な緑
都市幹線道路	集落地	斜面樹林等	保全配慮地区
地区幹線道路	工業団地等	河川	街 街区公園
主要歩行者ルート	文教施設	ゴルフ場	緑 都市緑地
商業地	文化・行政施設等	遊歩道(歩行者自転車専用道)	



第7章 計画推進のための重点施策

1. 計画推進のための重点施策の考え方

(1) 重点施策の基本的な考え方

テーマの実現に向けて、これまで示してきた施策を踏まえ、計画全体の先導的かつ重点的な役割を担う施策として、重点施策を展開します。

その施策推進の方向性として、“育む緑”と“守る緑”という二つの観点からの展開を図ります。

(2) 2つの方向性からの施策展開

1) 育む緑の重点施策

まちに緑を育むため、先導的かつ重点的な施策として、緑化重点地区を設定します。この緑化重点地区へ様々な施策を複合的に展開することにより、周辺地区への波及効果をねらいます。



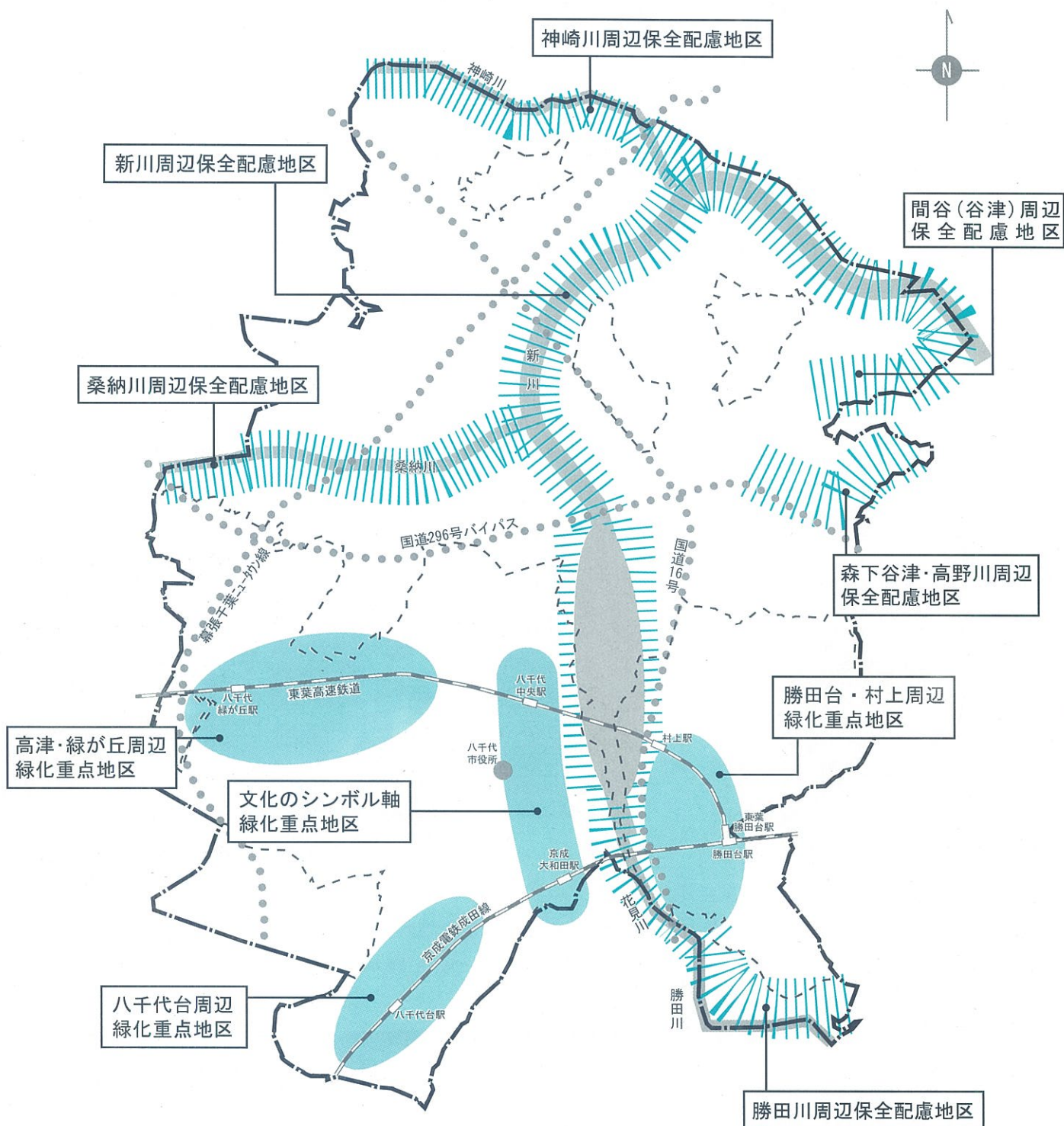
2) 守る緑の重点施策

後世に残したい大切な緑を守るための重点的な施策として保全配慮地区を設定します。この保全配慮地区について様々な施策を展開することで、ふるさとの緑を守っていきます。



重点施策位置図

～八千代市緑の基本計画～



凡 例

- | | | | |
|---|--------|---|-------|
|  | 緑化重点地区 |  | 河川 |
|  | 保全配慮地区 |  | 市街化区域 |
|  | 広域幹線道路 |  | 行政界 |

2. 緑化重点地区の整備方針

(1) 緑化重点地区設定の基本的考え方

1) 緑化重点地区設定の意義

緑化重点地区とは、都市緑地保全法第2条の2の中で緑の基本計画の項目として定める「緑化の推進を重点的に図るべき地区」のことです。これは、駅前などの都市のシンボルとなる地区や都市の風致の維持が特に重要な地区などについて、緑化重点地区総合整備事業を集中的に行うことにより、本計画が目指すものをモデル的に具体化し、その効果として本市の中心となる緑空間の形成と、緑化意識の高まり、その波及を先導することを目的に設定します。

2) 緑化重点地区設定の基本的な考え方

緑化重点地区は、本市の緑のまちづくりを進める上で、象徴となる地区に設定することが望ましいため、基本的に次のような4地区に設定します。

①都市形成の主軸となる地区に設定

緑の将来構造図で示す「文化のシンボル軸」は、本市の新たな都市形成の中心となる空間として緑の機能配置上、重要な地区となっています。

このため、市街地の中で最も重点的な取り組みが必要と考えられる地区であることから、「文化のシンボル軸緑化重点地区」を設定します。

②ゾーンの核となる地区に設定

緑の将来構造図で示す3つのゾーン区分のうち、既成市街地ゾーン及び新市街地ゾーンの核となる地区に「まちの緑づくり拠点」を設定しています。

まちの緑づくり拠点は、本市の都市形成の骨格を成す東葉高速鉄道・京成電鉄を中心とする地区で、人が多く居住し商業の賑わう中心的な空間として緑の機能配置上、重要な地区となっています。

このうち、市街地の中で特に重点的な取り組みが必要と考えられる地区について、「八千代台周辺緑化重点地区」「勝田台・村上周辺緑化重点地区」「高津・緑が丘周辺緑化重点地区」を設定します。

(2) 緑化重点地区別整備方針

1) 文化のシンボル軸緑化重点地区の整備方針

①対象区域

都市計画道路 3・3・7 号大和田駅前萱田線とその沿道から周辺の一定の広がりを持った市街地を対象とします。

②基本的な考え方

八千代中央駅から市役所周辺を経て京成大和田駅に至る 3・3・7 号大和田駅前萱田線とその沿道から周辺市街地は、将来の都市形成の中心的地区であることから、公共施設や民有地をふくめたシンボリックな緑化を図り、緑のまちづくり全体への波及効果が期待できる緑づくりを進めます。

③基本方針

- ▽100 万本のバラ植栽事業との連携を図りながら、地区全体で積極的なバラ緑化を推進します。
- ▽3・3・7 号大和田駅前萱田線について、安全で快適な移動が可能な歩行者空間の創出を検討し、バラや季節の草花で緑化された“花と緑あふれる歩行空間”の形成を図ります。
- ▽文化のシンボル軸をより充実した緑の空間とするため市役所や八千代中央駅、京成大和田駅、またそれらの周辺市街地について、玄関周り、接道部等の植栽スペースとなるオープンスペースを確保し、バラ等による緑化を推進します。
- ▽京成大和田駅の周辺市街地については、土地区画整理事業の中で、身近な公園や、駅前広場の確保を図ると共に、緑化重点地区にふさわしい緑あふれる都市空間の創出を計画的に図ります。
- ▽成田街道沿道については既存の良好な屋敷林等の保全と共に、歴史性に配慮した緑化の推進に努めます。
- ▽隣接する八千代総合運動公園、県立八千代広域公園（事業中）へ、また本重点地区内の各公園を結ぶ歩行者動線のネットワーク化に努めます。
- ▽大規模施設については都市環境向上の観点から緑化施設整備計画の認定制度の活用を推進します。



2) 八千代台周辺緑化重点地区の整備方針

①対象区域

八千代台駅周辺を中心とした京成電鉄成田線沿線の市街地を対象とします。

②基本的な考え方

比較的早期に整備された市街地であることから、不足する緑の創出を推進すると共に、市民緑地等の適切な活用や公園のリニューアルをモデル的に実施し、良好な住環境の形成を目指します。また、これらを実施することにより市内他地区へのリニューアルを中心とした緑づくりの波及効果の拡大を目指します。

③基本方針

- ▽100万本のバラ植栽事業との連携を図りながら、不足する緑を補うよう、地区全体で積極的なバラ緑化を推進します。
- ▽八千代台駅の駅前広場については、緑化スペースがわずかなことから、バラや草花を用いた少ないスペースへの効果的な緑化手法の工夫を図ります。
- ▽八千代台駅の周辺に形成される商店街については、魅力的な商業空間となるよう、既存の植栽スペースを活用しながらより効果的で彩りのある緑化手法の導入について、商工会議所や商店会等との連携を図りながら推進します。
- ▽京成電鉄成田線沿線付近の住宅地については、積極的な緑化の推進を図ります。
- ▽八千代台北子供の森、八千代台北市民の森、八千代台東子供の森、八千代台西市民の森、八千代台南市民の森及び防衛庁官舎付近の緑地については、本重点地区内の重要な緑地として市民の協力を得ながら重点的な保全と再生を推進します。
- ▽市街地整備と同時期に整備された街区公園等の身近な公園については、地域のニーズに合わせ、他地区に先駆け、モデル的に適切なリニューアルを検討します。
- ▽市民の森等や本重点地区内の各公園を結ぶ歩行者動線のネットワーク化に努めます。
- ▽大規模施設については都市環境向上の観点から緑化施設整備計画の認定制度の活用を推進します。



3) 勝田台・村上周辺緑化重点地区の整備方針

①対象区域

京成電鉄の勝田台駅，東葉高速鉄道の東葉勝田台駅，村上駅及びその周辺市街地を対象とします。

②基本的な考え方

2つの鉄道の結節点となる勝田台駅周辺地区から新しく形成された市街地である村上駅周辺地区にかけて，市街地東部の拠点的地区として一体的に緑づくりを推進します。また，良好な緑化事例として他地区への緑化の波及効果の拡大を目指します。

③基本方針

- ▽勝田台駅，東葉勝田台駅及び村上駅の駅前広場については，ボリューム感と彩りのある緑化を進め，市外からの玄関口にふさわしい空間の創出を推進します。
- ▽100万本のバラ植栽事業との連携を図りながら積極的なバラ緑化を推進し，バラのある市街地づくりを推進します。
- ▽勝田台駅の周辺に形成される商店街については，魅力的な商業空間となるよう，既存の植栽スペースを活用しながらより効果的で彩りのある緑化手法の導入について，商工会議所や商店会等との連携を図りながら推進します。
- ▽勝田台駅南口付近の集合住宅に形成されているベランダ等の緑化について，今後とも推進します。
- ▽黒沢池市民の森，八勝園市民の森，勝田市民の森については，本重点地区内の重要な緑地として市民の協力を得ながら重点的な保全と再生を推進します。
- ▽近年整備された村上駅の周辺市街地については，緑あふれる都市空間の創出を計画的に図ります。
- ▽村上緑地公園及び県立八千代広域公園（事業中）などの大規模公園，市民の森等及び本重点地区内の各公園を結ぶ歩行者動線のネットワーク化に努めます。
- ▽大規模施設については都市環境向上の観点から緑化施設整備計画の認定制度の活用を推進します。



4) 高津・緑が丘周辺緑化重点地区の整備方針

①対象区域

東葉高速鉄道の八千代緑が丘駅、京成バラ園、成田街道(国道296号)及びその周辺市街地を対象とします。

②基本的な考え方

計画的に形成された市街地を中心とした八千代緑が丘周辺地区、京成バラ園、成田街道にかけては、市街地西部の拠点的地区として現在の良好な都市環境の維持と、新都市にふさわしい緑づくりを推進します。また、良好な緑化事例として他地区への緑化の波及効果の拡大を目指します。

③基本方針

▽八千代緑が丘駅の駅前広場及び駅から京成バラ園までの歩道については、100万本のバラ植栽事業との連携及び京成バラ園の協力を得ながらシンボリックなバラ緑化を推進します。

▽高津小鳥の森、大和田新田樹木見本園、大和田新田市民の森及び石神池については、本重点地区内の重要な緑地として市民の協力を得ながら重点的な保全と再生を推進します。

▽計画的に形成された八千代緑が丘駅の周辺市街地については、現在形成されている緑豊かな都市空間の維持・向上を推進します。

▽中高層集合住宅地については、共有スペースの緑化やベランダ緑化や、屋上緑化など住居の形態に合わせた効果的な緑化を推進します。

▽成田街道沿道市街地については、街道の歴史性に配慮した緑化の推進に努めます。

▽市民の森等や本重点地区内の各公園を結ぶ歩行者動線のネットワーク化に努めます。

▽大規模施設については都市環境向上の観点から緑化施設整備計画の認定制度の活用を推進します。



3. 保全配慮地区の保全方針

(1) 保全配慮地区設定の基本的考え方

1) 保全配慮地区設定の意義

保全配慮地区とは、都市緑地保全法第2条の2の中で緑の基本計画の項目として定める「緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のことです。これは、風致景観の保全、自然生態系の保全、都市住民の自然とのふれあいの場の提供等の観点から重要となる自然的環境に富んだ地区等において、多様な手法の組み合わせにより地区の自然的環境の保全を図ることを目指して設定される地区のことです。なお、保全配慮地区は緑地保全地区以外の区域に定めるものとされていますが、将来的に保全配慮地区内に緑地保全地区を指定することも可能となっています。

2) 保全配慮地区設定の基本的考え方

保全配慮地区は、本市の自然緑地を中心とする緑の保全を進める上で特に配慮が必要となる地区に設定することが望ましいものと考えられるため、基本的に次のように設定します。

①緑の骨格軸に設定

緑の将来構造図で示す緑の骨格軸は、本市の緑のネットワーク及び緑地の保全上中核となる地区で、水辺を中心にその周辺の様々な要素を含めた一体的な保全を図る必要があり、緑の機能配置上、最も重要な地区となっています。

このため、本市において最も重点的な取り組みが必要と考えられる地区であることから、「新川周辺保全配慮地区」「桑納川周辺保全配慮地区」「神崎川周辺保全配慮地区」「勝田川周辺保全配慮地区」を設定します。

②特に良好な自然環境を有する地区に設定

本市に残るいくつかの谷津のうち、豊かな自然環境を有する谷津(森下谷津、間谷(谷津))は、本市の自然緑地等の保全上、重要な地区となっています。

これらの谷津を保全するためには湧水地、小河川、斜面樹林、谷津田、集落地等の谷津の構成要素を一体的に保全することが必要となります。

本市において重点的な取り組みが必要と考えられる地区であることから、「森下谷津・高野川周辺保全配慮地区」「間谷(谷津)周辺保全配慮地区」として設定します。

(2) 保全配慮地区別保全基本方針

1) 新川周辺保全配慮地区の基本方針

①対象区域

緑の骨格軸として位置づける新川とその周辺の田園地帯，斜面樹林，一団の樹林，社そう林，集落地，新川に面した谷津，湧水点と流域の小河川，ほたるの里等を含む一体的な地区。

ただし，広域公園予定地，既設の都市基幹公園の区域は除きます。

②基本的な考え方

本市の自然環境のうち最も中核的な存在である新川を中心に形成される緑豊かな自然環境の保全を一体的に図るため，施設緑地の配置や，地域制緑地制度の活用を効果的に行い，「緑の骨格軸」を実感できる緑とすることを目指します。

また，地区内に予定されている幹線道路整備の際の適切なミティゲーションによる自然環境の保全・回復に努めます。

2) 桑納川周辺保全配慮地区の基本方針

①対象区域

緑の骨格軸として位置づける桑納川とその周辺の田園地帯，斜面樹林，一団の樹林，社そう林，集落地，桑納川に面した谷津，湧水点と花輪川等流域の小河川，水生植物園等を含む一体的な地区。

②基本的な考え方

桑納川を中心に形成される緑豊かな自然環境の保全を一体的に図るため，施設緑地の配置や，地域制緑地制度の活用を効果的に行い，「緑の骨格軸」を実感できる緑とすることを目指します。

また，地区内に予定されている幹線道路整備の際の適切なミティゲーションによる自然環境の保全・回復に努めます。



3) 神崎川周辺保全配慮地区の基本方針

①対象区域

緑の骨格軸として位置づける神崎川とその周辺の田園地帯, 斜面樹林, 集落地, 社そう林, 神崎川に面した谷津, 湧水点と流域の小河川等を含む一体的な地区。

②基本的な考え方

神崎川を中心に形成される緑豊かな自然環境の保全を一体的に図るため, 施設緑地の配置や, 地域制緑地制度の活用を効果的に行い, 「緑の骨格軸」を実感できる緑とすることを目指します。

4) 勝田川周辺保全配慮地区の基本方針

①対象区域

緑の骨格軸として位置づける勝田川とその周辺の田園地帯, 斜面樹林, 集落地, 社そう林, 勝田の梅林等を含む一体的な地区。

②基本的な考え方

勝田川を中心に形成される緑豊かな自然環境の保全を一体的に図るため, 施設緑地の配置や, 地域制緑地制度の活用を効果的に行い, 「緑の骨格軸」を実感できる緑とすることを目指します。



5) 森下谷津・高野川周辺保全配慮地区の基本方針

①対象区域

良好な自然景観を有する森下谷津及び高野川とその周辺の田園地帯，斜面樹林，集落地，社そう林を含む一体的な地区。

②基本的な考え方

市内最大級の森下谷津を中心に形成される良好な自然景観を一体的に保全するため，地域制緑地制度の活用を効果的に行います。また，地区内に予定されている幹線道路整備の際の適切なミティゲーションによる自然環境の保全・回復に努めます。

6) ^まやつ^や 間谷(谷津) 周辺保全配慮地区の基本方針

①対象区域

良好な生物の生息環境を有する間谷(谷津) 周辺，緑の骨格軸として位置づける印旛沼とその周辺の田園地帯，斜面樹林，集落地，少年自然の家等を含む一体的な地域。

②基本的な考え方

市内最大のホタル発生地であり，貴重な生物の生息環境となっている間谷(谷津) 付近や少年自然の家周辺に形成される緑豊かな自然環境の保全を一体的に図るため，施設緑地の配置や，地域制緑地制度の活用を効果的に図っていきます。



(3) 保全配慮地区における緑地保全施策の活用方針

保全配慮地区内の保全施策については共通する部分が多いことから、自然環境の保全を図るために必要な緑地保全諸施策の活用の方考え方を一括して示します。

実際に保全配慮地区について施策を展開する場合には保全配慮地区ごとの「基本的考え方」に基づき施策展開を図ります。

1) 基本的な考え方

保全配慮地区の保全に当たっては施設緑地、地域制緑地等による保全だけでなく、ソフト面の施策を展開するなど様々な施策を組み合わせながら総合的な保全を進めます。

2) 各施策の活用方針

①施設緑地の活用方針

施設緑地は河川等の保全配慮地区の中核となる緑地に位置づけます。

▽都市緑地

新川、桑納川、神崎川、勝田川、花輪川については核となる緑地として都市緑地に位置づけ、施設緑地として確保を図りながら、水辺の保全を図っていきます。また、既設の水生植物園についても河川と一体的に都市緑地として位置づけて行きます。

▽公共施設緑地

ほたるの里や少年自然の家等については公共施設緑地として確保し、自然学習の場として活用を図ります。

▽市民緑地

良好な自然環境を有する樹林地のうち、所有者との合意が得られるものについては市民緑地制度の導入による緑地の保全を図ります。

②地域制緑地の活用方針

樹林や谷津など重要な緑地について、広い面積を一体的かつ現実的に担保するための保全施策として、地域制緑地の積極的な活用を推進していきます。

このうち主に風致地区については広い面積を一体的に保全する場合に適用し、緑地保全地区については特に重要な自然環境を有するものについて小面積でスポット的に指定することを検討します。

▽風致地区

新川，桑納川，神崎川，勝田川に面して帯状に連続している斜面樹林及びまとまった樹林地，谷津については必要に応じて一体的に風致地区の指定を検討し，その保全を図ります。

▽緑地保全地区

貴重な動植物の生息環境として特に重要な間谷(谷津)，石神谷津，各保全配慮地区内の良好な社そう林については必要に応じて緑地保全地区の指定を検討し，その保全を図ります。

▽保存樹木

社そう林のうち緑地保全地区の指定が難しい場合には，単木の保存樹木指定による保全を図ります。

集落地の屋敷林を構成する樹木のうち，地区のランドマークとなる樹形の美しいものや郷土植生として重要なものについては，所有者の協力を得ながら保存樹木として保全を図ります。

▽緑地協定・緑化協定

集落地については，屋敷林や個人庭園，生け垣等の緑と長屋門などの建築物が一体となって形成される良好な景観の保全を図るため，緑地協定または緑化協定の締結等民有地の緑を保全する制度の推進に努めます。

▽河川区域

主要河川に流れ込む中小河川については，湧水が多く流れ込み，良好な水辺環境が保たれているものが多く，水生生物の生育環境として貴重な存在であることから，河川整備の際には十分な配慮が行われるよう，河川管理者との十分な調整を図ります。

▽農振農用地区域

河川周辺に広がる水田については，景観構成上重要な存在となっていることから，水辺，斜面樹林，集落地等の緑と一体的に保全されるよう，農業関連部局との調整を図っていきます。

谷津田については休耕されているものも多くなっていますが，景観構成上とともに生物の生息空間としても重要な役割を担っていることから，谷津田が適切に維持・保全されるよう農業関連部局や所有者等との調整を図っていきます。また，生物の生息環境として特に保全が必要なものについては必要に応じて緑地保全地区等として保全を図って行くことを検討します。

③ソフト的保全施策の活用方針

緑地を保全するための様々なソフト的な保全施策を検討します。

▽管理協力に関する制度化

保全配慮地区内については、優先的に自然緑地等の保全策を講じます。そして、民有樹林等の保全にあたって、所有者との一定の合意形成による里山管理のための体制づくりが必要であることから、保全配慮地区内の里山管理に関する協力・協定制度づくりを検討し、管理にあたっては緑の市民組織や組織に属さない一般市民が広く参加できるような手法の検討を図ります。このような制度は市内全域で必要と考えられますが、モデル的に特に重要な保全配慮地区で実施して行くことを検討します。

▽管理協定制

上記制度の他、緑地保全地区を指定した緑地については、必要に応じて管理協定制の導入の必要性について検討します。

▽不法投棄防止

本市では平成14年10月1日「八千代市不法投棄防止条例」が同様の条例としては県内で初めて施行されました。

同条例に基づき、関係機関と協力しながら自然緑地内への不法投棄の防止に努めます。

▽活動拠点

少年自然の家やほたるの里、水生植物園、八千代ふるさとステーションなどの保全配慮地区内にある各施設については、保全配慮地区の保全活動を進めるための拠点施設として活用を図ります。

特に少年自然の家については、間谷(谷津)保全配慮地区内に位置し、クマガイソウをはじめとする市内の貴重植物が保存栽培されているほか、自然観察会等も定期的実施されていることから、自然学習の中核的施設としての機能が期待されます。

▽自然学習等

自然観察会等を実施するにあたっては保全配慮地区内を中心に、緑の市民組織等との連携を図ります。

この、保全配慮地区内の緑の大切さについて市民の協力を得ながら自然観察のガイドとなる地図やパンフレット等を作成することも検討します。

▽ミティゲーション等の実施

保全配慮地区内を通過する幹線道路が数路線計画されており、その一部は谷津やその周辺部を通過することから、道路整備の際のミティゲーションにより自然環境に配慮するよう関係部局との調整を図って行きます。

また、河川整備にあたっては同様の配慮が必要と考えます。

